

助成申請書

申請日 令和6年 4月 12日

一般財団法人日本民間公益活動連携機構 殿

申請団体の住所 福島県福島市清明町1-7大河原ビル2F
申請団体の名称 一般社団法人ふくしま連携復興センター
代表者の氏名 天野 和彦
法人番号 6380005010372

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。
なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1. 申請団体の名称： 一般社団法人ふくしま連携復興センター
- 2. 申請団体の住所： 福島県福島市清明町1-7大河原ビル2F
- 3. 資金分配団体等としての 福島県福島市清明町1-7 大河原ビル2F
業務を行う事務所の所在地：、
- 4. 申請団体が申請に際して確認した別紙（次の（1）～（4））の事項等
（1）欠格事由について
（2）公正な事業実施について
（3）規程類の後日提出について
（※「資金分配団体の公募」通常枠、「活動支援団体の公募」が該当）
（4）情報公開について（情報公開同意書）
- 5. 当団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況は次のとおりである。

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
※4 該当なし	※4 該当なし	※4 該当なし

※記入上の注意点

- 1 印については、「代表者の印」として印鑑登録済の印を押印してください。
- 2 法人番号については、国税庁から指定・通知される13桁の法人番号を記載してください。
- 3 住所及び事務所の所在地については、登記のとおり記載してください。また、住所は、主たる事務所の所在地を記載し、従たる事務所がある場合、当該事務所においても資金分配団体等としての業務を行うときは、当該事務所の所在地も記載してください。
- 4 上記5については、記入が必要な欄がありますので、内容をご確認の上ご記入ください。なお、該当がない場合にも、「該当なし」と記載して頂く必要があります。

休眠預金活用事業 事業計画書【2023年度 活動支援団体】

基本情報

申請団体		活動支援団体		
活動支援団体	事業名（主）	広域的なネットワークと支援プラットフォームを支える担い手育成		
	事業名（副）	原子力災害を教訓とした連携窓口の育成		
	団体名	一般社団法人ふくしま連携復興センター	コンソーシアムの有無	あり
支援対象区分		②民間公益活動の担い手育成		
支援内容分野1		A事業実施		
支援内容分野2				
支援内容分野3				
支援内容分野4				

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
	③ 社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援
	⑨ その他
	(2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
	④ 働くことが困難な人への支援
	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
	⑥女性の経済的自立への支援
	⑨ その他
	(3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
	○ ⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
	⑨ その他
その他の解決すべき社会の課題	

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
17.パートナーシップで目標を達成しよう	17.17 マルチステークホルダー・パートナーシップ さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	県内で展開してきた関係機関との連携や全国各地の支援団体とのネットワークを活用した支援を教訓として、対象となる支援団体が地域内外のあらゆる団体との連携を発展させ、長期的な避難を支援する。

I.団体概要

(1)設立目的・理念		176/200字
東日本大震災及び原子力災害に加え、今後、発生が想定されている大規模災害の復興活動においても多様な主体との協働により、早期復興が成し遂げられることを目的として当法人は設立された。東日本大震災及び原子力災害が投げかけた課題の解決に取り組む多様な主体が連携を深化させ、人口減少・経済格差・社会的孤立の拡大に取り組む「共に助け合う市民社会・ふくしま」を目指す。		
(2)団体の主な活動		199/200字
①復興庁の交付金により、被災地域における支援活動団体のマッチングや情報提供、心のケアや生活困窮者支援に関わる団体のネットワーク化の取組みを実施。 ②福島県からの受託により、県外への避難者を支援するため、全国26か所に民間団体と連携し、相談窓口を設置し、避難者からの相談対応に当たっている。 ③地域おこし協力隊などの地域の担い手づくりをサポートする復興支援専門員事業を福島県から受託し、実施している。		

II.事業概要

		資金提供契約締結日		採択後の契約時に用いる欄です	
実施時期	(開始)	2024/10/1	(終了)	2027/3/31	対象地域 全国
事業概要	今後予想される巨大災害での広域避難を備え、全国規模で避難者支援を実施していくことができるようにするため、全国数か所において、東日本大震災等から避難者を支援している団体や今後支援を行おうとしている団体を対象に、専門家による研修や地域の実情に合わせたケーススタディ等を行う。研修においては、地域の土業等の専門家も招聘することにより、それぞれの地域での連携を一層構築しやすくなるように進めていく。 また、研修等の他に、支援対象団体どうしが意見交換できる場を設けることで、長期的な支援活動に際しては、支援者が疲弊してしまう状況等も共有しながら、支援者どうしが支え合う関係性の構築の一助とする。 なお、避難者支援を行う団体の育成や避難者支援における連携促進を行う背景として、現在の災害対応については各自治体が対応することが基本となり、自治体を越えての避難を要する場合、避難元自治体の情報が届きにくい面があることや、避難先での生活課題については避難先での自治体との連携が必須となる。しかし、各自治体においては、そもそも社会資源が異なることや活動している支援団体が異なることもあり、同じ避難元の避難者でも避難先により支援の格差が生じている。さらに長期的な避難を強いられる避難者に対しては、避難先において、生活再建へ向けたサポートを展開しながら地域の社会資源につながるための窓口が必要となる。しかし、自治体を越えた広域的な対応が求められる場合において、現行の法制度上、国や都道府県で実施できることも限界があり、この事業を実施することにより、実行団体となりうる団体を育成しながら、それぞれの地域において支援のプラットフォームを構築するとともに、全国的な広域避難の支援体制となるネットワークを形成できるようにする。				
747/800字					

III.事業の背景・課題

(1)支援対象として想定している団体が抱える事業実施上、組織運営上の課題とその背景	837/1000字
支援対象団体が抱える事業場の課題として、2023年度に当法人が受託し実施した復興庁事業でのアンケート調査によると、支援対象想定団体が被災者の個別状況を把握することや支援施策情報等の把握、支援者国や地域の社会資源との連携を構築していくことに課題を感じていることが伺えた。背景としては、震災直後には避難所へ、数週間後には二次避難へ、数か月後には民間借り上げ住宅へ、さらに数年後には公営住宅へと転居を強いられるなど、生活基盤が安定しない避難由来の課題が多い状況から、長期避難により就労・就学先の問題、生活困窮の問題、心のケアに関する問題など、生活に関する問題へと移行することで、避難者の課題そのものが個別化・複雑化してきたことにより、一つの団体で対応することは困難な問題が多く、地域での連携が必須とならざるを得ない状況が、当法人が福島県より受託している事業の傾向から伺える。 また、組織運営上の課題としては、復興庁のコーディネート事業を実施し、福島県内の団体の課題等を把握してきたところだが、もともと財政的基盤が脆弱なNPO等の支援団体が多いことに加え、東日本大震災から10年を契機に、復興財源の縮小に伴い大型の民間助成金が終了し、活動を縮小・終了せざるを得ない状況がある。また長期的な避難者支援に伴い、支援団体内部の中心人物が高齢化したことや、意欲的なボランティア等の関心も薄れつつあるなど、人的な問題から団体活動を縮小・中止せざるを得ない面があり、団体そのものの持続可能性が懸念される。 今般の原子力災害に伴う長期的な避難者支援については、各地域において想定していない避難者が押し寄せ、さらに放射線被害の影響も明確で無いことから風評被害への配慮も必要とされ、準備も十分で無く先行きも不透明なまま、長期的な避難者支援を実施してきた。今後の避難者支援の継続、また新たな大規模災害への備えとしても、一つの団体で対応できる支援には限界があり、多様な分野の関係機関との連携が求められる。	
(2)課題に対する行政や中間支援団体等による既存の取組み状況	275/400字
行政組織として長期的な避難者支援を所管している部署はほとんどなく、今般の東日本大震災による福島県からの避難者を対象とした相談窓口を設置する事業は、2016年度から福島県からの受託により実施している。よって当該事業により今後の災害に対応することはできないため、今後の大規模災害による広域避難についての支援体制は整っておらず、長期的な避難支援となることも踏まえながら、一からの構築していく必要がある。また、避難者支援や防災を専門に所管する行政部署や民間団体も少ないことから、福祉部門、市民協働部門、コミュニティ部門の関係機関が連携して取り組む必要がある。	
(3)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	274/400字
避難者に対する支援に関しては、未だ十分な法整備がされているとは言えず、民間公益活動の担い手による避難者支援が期待され、休眠預金により本事業を実施することにより避難者支援の団体が持つ支援力が向上し、全国において支援窓口ができることになり、今後の大規模災害による広域避難者への支援が可能となる。既に全国各地域で大規模災害が予測され、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故で経験した地震被害、津波被害、放射線被害、風評被害に見舞われる可能性が予想されるものの、公民ともに備えに関する資金は十分では無いため、休眠預金等交付金を活用する意義が高い。	

IV.活動支援プログラムの内容

(1)支援対象団体数	4団体
(2)-1 支援対象とする団体の想定：支援対象として想定する団体の、活動地域・分野・内容	289/400字
支援対象団体が、大災害に見舞われた地域からの避難者を受入れている地域において、震災直後の避難所、数週間後の二次避難所、数か月後の民間借上げ住宅、数年後の公営住宅における避難者に対し、生活困窮や心のケアの相談など、それぞれのステージに応じ、長期的に生活再建に必要な支援を実施している団体を想定している。県内においては、様々な活動を通してコミュニティづくりや生きがいつくりをしてきた団体や、子どもの居場所や子育てする親からの相談対応を行っている団体などを想定している。県外においては、避難先での避難先での生活相談や避難元の情報提供や相互交流などに取り組んできた団体等を想定している。	
(2)-2 支援対象とする団体の想定：支援対象として想定する団体の、組織形態・規模	202/400字
支援対象団体の法人形態については、本事業期間内においては、特定非営利活動法人、一般社団法人・一般財団法人（非営利）の法人格を有する団体を想定し、数百万程度の事業規模により、少数のメンバーで活動している団体を想定している。本事業終了後、将来的にはコミュニティ団体や協議会等の法人格を有しない任意団体なども検討しており、それぞれの地域において窓口となり、他の地域との連携を図ることができる団体を想定している。	

(3)活動支援プログラムによって支援を受けた団体が社会にもたらす変化/インパクト（中長期アウトカム）	235/200字
支援対象団体が、各地域においては、様々な団体や関係機関と壁隔てない関係性を構築し、全国の支援拠点とお互いの活動に関するノウハウ・情報等を密接に共有し、長期的な避難者に対する心のケアや生活困窮等のあらゆる課題に対し、地域内外のネットワークを活用した支援活動の中心的な役割を担いながら、継続的に支援活動を展開している。そのことにより、地域内外の関係機関が積極的な関わり合いを持ち、支援者どうしが支え合いながら、長期避難者への支援が継続され、避難者が安心した生活を送っている。	

(4)-1 活動支援プログラムの目的（短期アウトカム発現によって事業期間中に達成される事業の中心的な事業目的）							36/100字	
活動支援プログラムの目的	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	100字	目標値/目標状態（目標達成時期）	100字
広域的な避難者支援の体制整備に向け各地域で支援プラットフォームを形成する	支援プラットフォームの形成に向けた取組みを進めている地域数	-					支援対象とする地域（県内2地域、県外2地域）の全てで取組みが開始されることを目標とする	

(4)-2 短期アウトカム（事業期間中に達成される目標）										
短期アウトカム	100字	指標	100字	モニタリング指標	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	100字	目標値/目標状態（目標達成時期）	100字
01_全国の各地域の支援団体が、関係機関と連携し、長期的な避難者支援を習得している。		A:地域内で新たな関係機関との連携を進めている団体数		○	-				A：支援対象団体が新たに関係を構築する2団体×4地域＝8団体	
		B:研修会等へ参加した団体の総数			-				B：各地域で研修に参加する5団体×4地域＝20	

(4)-3 アウトプット	100字	指標	100字	モニタリング指標	中間評価時の値/状態	100字	事後評価時の値/状態	100字
（活動の実施により生み出された結果）								
0101_それぞれの団体が長期的な避難者支援の実情を理解する 指標：研修会に参加した団体数、参加回数、参加人数							事後評価時の値/状態	100字
0102_長期的な避難者支援に関して、受入地域に求められる環境を理解し、関係機関が連携する必要性を認識する 指標：地域内の研修会に参加した団体数								
0103_各地域の支援プラットフォームが広域的に繋がる体制の必要性を認識する 指標：情報交換会、視察研修に参加した団体数								

(4)-4 活動（誰がどのような形態で何をするか）	200字	時期・期間
010101_避難者支援に関する研修会を開催する（全体研修会） 当団体が専門家講師を招聘し会場にて開催する。		事業採択2年目、3年目に1回ずつ開催する。
010102_避難者支援を行う上での各団体の課題を抽出する（ヒアリング） 当団体が対象支援団体訪問時及びオンラインにて実施する。		公募時、決定時、その他必要に応じ適宜実施する。
010201_各地域で連携が必要な関係機関を抽出する（地域調査） 当団体がWEB及び現地訪問にて実施する。		決定後、訪問時、その他必要に応じ実施する。
010202_各地域で関係機関を含めた研修会を開催する（地域研修会） 当団体が専門家講師を招聘し会場及びオンラインで実施する。		事業採択1年目に2回、2年目に4回、3年目に4回開催する。 その他オンラインで事業期間中に10回開催する。
010301_支援プラットフォームどうしの活動状況の共有を図る（情報交換会） 当団体が各支援対象団体に呼びかけオンラインにて実施する。		1年に1回ずつ実施する。
010302_地域的な取組みが行われている先進地の事例を視察する（先進地研修） 当団体が視察先と調整し、参加可能な団体・専門家と同行し実施する。		事業採択2年目に1回開催する。

(4)-5 インプット	
人材	合計3名（事業総括責任者1名、執行責任者1名、窓口担当1名）
資機材	リース（PC、Wifi、サーバー、プリンター、車両、スマートフォン）

V.支援対象団体の募集/選定

(1) 募集方法や案件発掘の工夫	185/200字
これまで福島県からの受託により、県外への避難者を支援するため、相談窓口を設置し、避難者からの相談対応を行ってきた全国26か所の民間団体に加え、復興庁から受託しているを事業により、当法人がネットワークを形成し事務局を務めるふくしま生活困窮者支援ねっと及びふくしま広域こころのケアねっとに参加実績のある支援団体、さらにコーディネートを通して関わってきた支援団体へ募集を行う。	
(2) 支援対象団体が抱える課題の検証方法（組織診断方法等）	419/1000字
これまでの当法人が実施してきた経験から、支援対象団体が抱える課題は、ステージ毎に変化する生活課題を抱える避難者に対し支援の専門性が無いことから、避難者の課題解決にたどりつきにくい状況がある。背景として、支援対象団体ごとに得意とする分野や不得意とする分野がある一方で、避難が長期化することに伴い、避難者の課題が複雑化し、避難当初の対応と異なる対応が求められる状況が伺える。そこで改めて支援対象団体からヒアリングを行い、対応している避難者の状況、財源の状況、人員の状況、関係機関の状況等を把握し、当該ヒアリングの結果を踏まえ、支援対象団体が活動する地域での研修に当たって、研修に必要な視点を盛り込むようにしていくほか、必要な関係機関の連携を促進するようにしていく。また、資金面での課題が最優先される場合や人員の確保が必須である場合などにおいては、これまでコーディネートで培ったノウハウを駆使し、課題対応を平行して進めていくことを検討している。	
(3) 休眠預金等活用事業に係る既存関係先との透明性確保	5/200字
該当しない	

VI.主な実績と実施体制

(1) 専門性・強み	265/400字
県外の支援団体との繋がりに加え、事務局を務める県内のふくしま生活困窮者支援ねっとやふくしま広域こころのケアねっとへの参加団体との繋がり、行政機関や土業等の専門家との繋がり構築しており、様々な分野を対象として、組織内外の人たちの協働を進める支援や、関係者とのコミュニケーションを通して、様々な関係機関を巻き込む事業展開が可能である。また東日本大震災に関連する全国的な支援団体はもちろんのこと、復興庁による「新しい東北」官民連携推進協議会に加盟する会員等との繋がり形成しており、福島県内に限らず全国的な連携先の紹介等が強みである。	
(2) 支援実績と成果	426/800字
東日本大震災以降、福島県内だけでなく全国的に関係団体とのネットワークを構築し、団体間の連携調整、優良事例等の情報共有、関係機関や専門家紹介等の実績を有し、また、例年100件を超えるコーディネートを行い、課題の分析、解決策の提案、事業実施の伴走等を行ってきたほか、網羅的に助成金情報を提供することで、資金確保を通した基盤強化を促進してきた。 具体的には、財政基盤が脆弱なNPO等に対しては、連携することにより助成金を獲得しやすくなる手法や、学生ボランティアの募集により人件費を伴わずにイベント等を開催する手法など、連携を軸とした支援を展開してきた。 一般的にNPO等の小規模団体においては、組織外との連携や協働を進めていくことについてはハードルが高い場合が多いが、逆に、土業や大手企業においては、社会貢献の提供先としてそうしたNPO等の団体情報を探していることが多いことから、当団体が間に入り、多様な機関との繋がりを活かしながら、関係構築を促進してきた。	
(3) 支援ノウハウ	169/400字
これまで国や県の委託事業を担うなど、法的な知識や行政政策に精通しながら施策の狭間に陥るような潜在的な課題を顕在化し、事業提案や政策提言に繋げてきた。また、民間助成団体との協働事業などにより中間支援組織としてネットワークングや情報提供、資金調達支援や伴走支援等を行っており、支援対象団体が関係機関との繋がりづくりに効果的なノウハウを有する。	

(4) 実施体制	183/400字
事業総括責任者（1名）：事業の全体管理、団体間の交渉、対外的な説明責任者 執行責任者（1名）：支援プラットフォーム、広域的なネットワークの企画・構築、プログラム内容の企画・運営 窓口担当（1名）：支援対象団体・対象地域の調査、団体間の連絡窓口、プログラム実施上の関係者間の調整 外部委託：ネットワーク構築アドバイザー、連携計画作成コーディネーター、研修会等運営委託、	
(5)コンソーシアム利用有無	なし

(6)従事者の当該分野における専門性・実績等（3名）		
氏名	役割・役職	実績・資格等

(7)ガバナンス・コンプライアンス体制	210/400字
不正行為や利益相反等のリスクを管理するためのガバナンス・コンプライアンスを確保するための体制は以下のとおりとする。 ・外部組織の代表者からなる会員総会及び外部理事を含む理事会等により、組織運営を公正に行う。 ・助成により提供を受けた資金の使途についてはその助成に係る申請で認められたものに限定し、区分経理及び帳簿の備付けを行う。 ・一般的な組織の運営を公正に行うため、必要な諸規程を備え、適正かつ効率的に予算を執行する。	

03-1_評価計画

評価スケジュール・実施体制

	事前評価	中間評価	事後評価
実施時期	2024/4/1	2025/4/1	2027/1/31
提出時期	2024/4/12	2025/4/1	2027/3/31
実施体制	活動支援団体のスタッフ	活動支援団体のスタッフ 支援対象団体のスタッフ 外部協力者	活動支援団体のスタッフ 支援対象団体のスタッフ 外部協力者
必要な調査	関係者へのインタビュー	アンケート調査	アンケート調査
		ワークショップ	ワークショップ
評価関連経費（円）	0円	500,000円	500,000円
内) 外部委託費（円）	0円	200,000円	200,000円

評価表

1	評価の要素	課題の分析
	評価項目	課題の妥当性
	評価小項目	解決しようとする支援対象者の課題は、社会課題の解決の担い手育成に繋がるか。
	評価基準・判断方法 (指標など)	多様な関係者の意見
	評価基準・判断基準値 (目標値/状態など)	事業内容が「多様な関係者」に共有され、事業に対する意見や提案をそれぞれの関係者から聞いているか。
	測定方法・必要なデータ	定性的データ
	測定方法・情報源	広域避難に関する各種会議
		各地域で支援活動を行う団体
	測定方法・データ収集方法	会議での意見、支援団体からの聞き取り
	評価時期	事前評価
2	評価の要素	課題の分析
	評価項目	支援対象の妥当性
	評価小項目	支援対象団体はどのような問題、関心、期待、懸念を持っているか。
	評価基準・判断方法 (指標など)	支援対象団体から収集した情報の整理
	評価基準・判断基準値 (目標値/状態など)	対象グループからヒアリングした内容が明確に整理されている状態。
	測定方法・必要なデータ	定性的データ
	測定方法・情報源	広域避難に関する各種会議
		各地域で支援活動を行う団体
	測定方法・データ収集方法	会議での意見、支援団体からの聞き取り
	評価時期	事前評価

評価表

3	評価の要素	事業設計の分析
	評価項目	事業設計の妥当性
	評価小項目	目標達成・課題解決の道筋はツール（ロジックモデル）を使って整理されているか。
	評価基準・判断方法（指標など）	ロジックモデルの作成
	評価基準・判断基準値（目標値/状態など）	ロジックモデルの妥当性について、関係者間で合意できている。
	測定方法・必要なデータ	定性的データ
	測定方法・情報源	広域避難に関する各種会議
		評価検討会
	測定方法・データ収集方法	ワークショップ
	評価時期	事前評価
4	評価の要素	事業設計の分析
	評価項目	事業計画の妥当性
	評価小項目	アウトカムやアウトプットの達成状況や活動の進捗状況が把握できるように指標を設定しているか。
	評価基準・判断方法（指標など）	指標となる目標値や状態は、実現可能な数値・状態であることが関係者で合意できているか。
	評価基準・判断基準値（目標値/状態など）	目標値とアウトプットの比較
	測定方法・必要なデータ	定量的データ
	測定方法・情報源	広域避難に関する各種会議
		評価検討会
	測定方法・データ収集方法	定量データの収集
	評価時期	事前評価

評価表

5	評価の要素	実施状況の分析
	評価項目	実施状況の適切性
	評価小項目	事業は計画どおりに実施されているか。
	評価基準・判断方法 (指標など)	取組への不参加理由及び現在の困りごとを確認・分析できているか。
	評価基準・判断基準値 (目標値/状態など)	参加団体数と参加地域数の割合
	測定方法・必要なデータ	定量的データ
	測定方法・情報源	参加対象団体、参加対象地域
	測定方法・データ収集方法	アンケート調査
	評価時期	中間評価
6	評価の要素	実施状況の分析
	評価項目	実施を通じた活動の改善、知見の共有
	評価小項目	短期アウトカムの指標・目標値を改善する必要性はないか。
	評価基準・判断方法 (指標など)	指標・目標値の改善の必要性について、関係者で合意できている。
	評価基準・判断基準値 (目標値/状態など)	目標値と短期アウトカムの比較
	測定方法・必要なデータ	定性的データ
	測定方法・情報源	広域避難に関する各種会議
		評価検討会
	測定方法・データ収集方法	ワークショップ
	評価時期	中間評価

評価表

7	評価の要素	実施状況の分析
	評価項目	組織基盤の強化
	評価小項目	今後、事業実施において新たに関係構築が必要になるのは、どのような人や組織か、また、どのように連携を構築していくか。
	評価基準・判断方法 (指標など)	連携構築のための活動が計画され、事業関係者で合意が取れている。
	評価基準・判断基準値 (目標値/状態など)	活動の必要性と、関連する団体のリスト化
	測定方法・必要なデータ	定性的データ
	測定方法・情報源	広域避難に関する各種会議
		評価検討会
	測定方法・データ収集方法	ワークショップ
	評価時期	中間評価
8	評価の要素	アウトカムの分析
	評価項目	アウトカムの達成度
	評価小項目	事業を通して短期アウトカムは達成されたか。
	評価基準・判断方法 (指標など)	短期アウトカムの目標値
	評価基準・判断基準値 (目標値/状態など)	設定した目標とアウトカムとの比較・分析
	測定方法・必要なデータ	定量的データ
	測定方法・情報源	広域避難に関する各種会議
		評価検討会
	測定方法・データ収集方法	ワークショップ
	評価時期	事後評価

評価表

9	評価の要素	アウトカムの分析
	評価項目	波及効果
	評価小項目	地域住民や自治体・関係団体にどの程度事業や団体のことが認識されたか。
	評価基準・判断方法 (指標など)	多様な関係者や他の地域の意見
	評価基準・判断基準値 (目標値/状態など)	事業の認知された数
	測定方法・必要なデータ	定性的データ
	測定方法・情報源	自治体・関係団体等
		他の地域数
	測定方法・データ収集方法	直接観察
	評価時期	事後評価
10	評価の要素	アウトカムの分析
	評価項目	事業の効率性
	評価小項目	関係団体等と協働することで、事業の役割分担ができ、スムーズに事業が進行されたか。
	評価基準・判断方法 (指標など)	連携構築のための活動が計画され、事業関係者で合意が取れている。
	評価基準・判断基準値 (目標値/状態など)	各団体の役割分担のリスト化
	測定方法・必要なデータ	定性的データ
	測定方法・情報源	評価検討会
	測定方法・データ収集方法	ワークショップ
	評価時期	事後評価

課題の分析（ニーズの分析）

課題の妥当性

■どのような団体のどのような課題を解決しようとするか。	□避難者支援を行う団体の長期的な活動の継続という課題を解決しようとしている
■想定する支援対象団体が抱える組織・活動上の課題を十分に把握しているか。	□県内外の150を超える類似団体のヒアリングを通して十分に把握できている
■組織・課題上の課題の問題構造を十分に把握しているか。	□NPO等の支援を通し、非営利活動を行う団体の組織上（人、モノ、金、情報）の構造を熟知している
■組織・活動上の課題の解決が、社会課題の解決の担い手育成につながるか。	□非営利活動を行う団体の課題解決が、法制度等で包含しきれない課題の解決の担い手育成に必須である

支援対象の妥当性

■支援対象団体の想定は適切か（対象、規模など）。	□これまで関わってきている約30団体のうち、4団体程度を対象としているため適切である
■想定する支援対象団体はどのような問題・関心・期待・懸念などを持っているか。	□資金の問題、人員及び高齢化の懸念、情報やノウハウへの関心を持っている
■想定する支援対象団体以外への波及はあるか。	□類似する支援団体は勿論、業種を異にする関係機関を巻き込んだ取り組みを予定している
■支援対象団体の課題解決にとって重要な関係者は誰か。	□全国各地の類似団体やそれぞれの地域における行政、社協、専門家等含めた関係機関

事業設計の分析（セオリーの分析）

事業設計の妥当性

■活動支援プログラムを通して最終的に達成したい目標や中間的なアウトカムが明示されているか。	□広域的で長期的な避難者を支援する体制ができことを目標と明示している
■活動支援プログラムを通して最終的に達成したい目標を立てる際に、支援対象団体や地域への負の影響の予防を検討できているか。	□支援対象団体や地域にとって、押しつけられているような感覚（負の影響）を抱かないよう、希望する団体・地域へプログラムを提供することとしている
■目標の達成・課題解決の道筋は論理的であるか。	□法制度や資金源が充実していない中で、長期的に避難者の支援を継続するためには、必須な要素（手段）の一つとして、地域内での連携強化や全国との繋がり構築は十分に論理的である
■目標・アウトカムや事業設計の内容の達成状況・進捗状況を測定できるように具体的な指標を設定しているか。	□目標の達成状況を参加した団体数や地域数を指標としており、具体的に測定できる指標となっている
■事業設計には多様な関係者の意見が反映されているか。	□全国的な支援団体、避難者支援に関する有識者、各地域の支援拠点らの意見を基に設計している
■達成したい目標に対して支援対象団体への期待は明確に設定され公表されているか。	□長期的な避難者支援という目標に対し、支援対象団体が地域内外の関係機関との連携を構築していくことを期待し、地域プラットフォームの構築と広域的なネットワークの形成を設定している

事業計画の妥当性

■目標の達成・課題解決のための計画は、組織内の人的・金銭的・専門性やノウハウ・ネットワークの観点からみて合理的であるか。	□組織内には、広域的に県外の団体と連携する部署、県内の他団体が参加するネットワークの事務局を務め個別に伴走支援を行う部署があり、計画は合理的である
■支援対象団体がそれぞれ抱える組織・活動上の課題に応じた活動計画が検討されているか。	□避難者を支援している団体が、長期的に活動を継続するために、組織外との連携構築が検討されている
■支援対象団体から活動支援プログラムに対するフィードバックを得ることが盛り込まれているか。	□ヒアリング、研修会等、団体からの意見を聞く機会を盛り込んでいる
■支援対象団体が考える又は解決を希望する組織・活動上の課題と、組織診断等を踏まえて把握された組織・活動上の課題が異なった場合の対策は検討されているか。	□連携構築の他、資金確保、人員確保等の課題が予想されるが、これまでの約150団体へのコーディネートしてきた取り組みを活かし、並行して伴走支援を行うことも検討している
■地域や分野における既存の類似支援（組織基盤強化プログラム等）を阻害する内容となっていないか。	□コンサル会社ではなく、自発的な活動や活動の強化を引き出す支援であるため、阻害することはない

実施状況の分析

実施状況の適切性

■活動支援プログラムの運営管理体制（進捗管理の仕組み、人員体制、意思決定過程の整理など）の計画に問題はないか。	□公共の委託事業に長けており、これまで同様、スケジュールに基づく進捗管理、チーム体制の構築、組織的な意思決定を計画しており、運営管理体制に問題は無い
■アウトプットの指標は適切に設定されているか。	□アウトカムにつながるアウトプットとして活動から把握できる指標を設定している
■アウトプットの目標値、達成目標時期は妥当か。	□長期的な取組みになるが、本プログラムの年数・活動量を踏まえた適切な目標値で妥当である
■アウトプットの指標入手手段は適切か（入手が困難ではないか、費用がかかりすぎないか、進捗管理手段として使えるかなど）。	□アウトプットに関する指標は、参加した団体数などの実数を把握する指標となっており、進捗管理手段として可能である
■活動支援プログラムに関する知見や経験を蓄積し、社会に共有することが検討されているか。	□本プログラムを受けた団体は各地域で本プログラム同様の活動を展開し、他の地域でも同様のプログラムを展開し、社会に共有することが検討されている。
■支援対象団体が組織・活動上の課題解決に取り組むに当たって必要な環境づくりは検討されているか。	□これまで行ってきた活動の延長上で、地域内外での連携構築を進め、負荷の少ない環境を作っている

事業期間		2024/10/01	～	2027/03/31	
活動支援団体	事業名	広域的なネットワークと支援プラットフォームを支える担い手育成			
	団体名	一般社団法人ふくしま連携復興センター			

	助成金	
事業費		49,595,000
直接事業費		42,260,000
管理的経費		7,335,000
評価関連経費		400,000
合計		49,995,000

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費

[円]

	2024年度	2025年度	2026年度	－	合計
事業費 (A)	9,752,000	20,059,000	19,784,000	0	49,595,000
直接事業費	8,288,000	17,116,000	16,856,000	0	42,260,000
管理の経費	1,464,000	2,943,000	2,928,000	0	7,335,000

事業費(A)に対する割合	助成上限に抵触した場合、 ERROR表示
14.79%	

2. 評価関連経費

[円]

	2024年度	2025年度	2026年度	－	合計
評価関連経費 (B)	0	200,000	200,000	0	400,000

事業費 (A)に対する割合	助成上限に抵触した場合、 ERROR表示
0.81%	

3. 合計

[円]

	2024年度	2025年度	2026年度	－	合計
助成金計(A+B)	9,752,000	20,259,000	19,984,000	0	49,995,000

資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

(1)事業費の補助率

	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	2,500,000	95.20%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

[illegible]

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	一般社団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	一般社団法人ふくしま連携復興センター		
郵便番号	960-8062		
都道府県	福島県		
市区町村	福島市清明町		
番地等	1-7 大河原ビル2F		
電話番号	024-573-2732		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://f-renpuku.org/	
	その他のWEBサイト (SNS等)	https://www.facebook.com/f.renpuku/?ref=embed pag	
設立年月日	2011/07/01		
法人格取得年月日	2011/12/01		

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	アマノカズヒコ
	氏名	天野 和彦
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	8
理事・取締役数 [人]	6
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	17
常勤職員・従業員数 [人]	17
有給 [人]	17
無給 [人]	
非常勤職員・従業員数 [人]	0
有給 [人]	
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	114
団体正会員 [団体数]	13
団体その他会員 [団体数]	101
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	
個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	外部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	なし
申請前年度の助成件数 [件]	
申請前年度の助成総額 [円]	
助成した事業の実績内容	

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	復興庁被災者支援コーディネート事業 福島県復興支援専門員設置業務委託 福島県県外避難者への相談・交流・説明会事業

(12)過去に休眠預金事業で助成を受けた実績

[illegible]

●記載例（番号1～3）は削除のうえ番号1より入力してください。

●氏名欄に記入する氏名は戸籍上の氏名で入力してください。☒

●備考欄には他の団体等との兼職関係（兼職先名称、兼職先での役割等）を記載してください。☒

・入力確認欄に「check!」が表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。

・役員名簿の枠が足りない場合は、適宜追加してください。

・氏名カナ欄は「半角」で入力、姓と名の間も半角で1マス空けてください。

・氏名漢字欄は「全角」で入力、姓と名の間も全角で1マス空けてください。

・外国人の場合は、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読み、氏名漢字欄にはアルファベット（全角）を入力してください。

・生年月日欄は、大正は丁、昭和はS、平成はHを半角で入力し、年欄は数字2桁半角としてください。なお、明治45年は7月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日までとなります。

・性別欄には「半角」で男性は M、女性は Fで入力してください。

必	任
---	---

[illegible]

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所まで、記入漏れがないかご確認ください。

事業名:	広域的なネットワークと支援プラットフォームを支える担い手育成
団体名:	一般社団法人 ふくしま連携復興センター
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。

過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必須です。

(注意事項)
◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとした規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

		記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。			
		記入完了	記入完了	記入完了	
規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程					
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	第3章 第14条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第3章 第15条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第3章 第15条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第3章 第15条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第3章 第17条	
(6)決議(過半数が3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第3章 第17条2	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第3章 第14条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		社団法人のため提出しない			
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第4章 第23条3	
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第4章 第23条3	
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	内定後1週間以内に提出			
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第5章 第33条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第5章 第33条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第5章 第33条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第5章 第34条	
(6)決議 (過半数が3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第5章 第34条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第5章 第35条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出			
● 理事の職務権					
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款	第4章 第25条	
● 監事の監査に関する規程					
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	第4章 第26条	
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程					
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	定款	第4章 第28条	
(2)報酬の支払い方法		内定後1週間以内に提出			

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	倫理規程 ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	定款	第8章 第45条2
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		内定後1週間以内に提出		
(3) 私的利益追求の禁止		内定後1週間以内に提出		
(4) 利益相反等の防止及び開示		内定後1週間以内に提出		
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(6) ハラスメントの防止		公募申請時に提出	定款	第8章 第47条
(7) 情報開示及び説明責任		内定後1週間以内に提出		
(8) 個人情報の保護		内定後1週間以内に提出		
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定・監督又は活動支援団体が支援対象団体を選定・監督するに当たり、団体間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	倫理規程 理事会規則 役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 就業規則 審査会議規則 専門家会議規則	内定後1週間以内に提出		
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(2) 自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	内定後1週間以内に提出		
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	内定後1週間以内に提出		
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		内定後1週間以内に提出		
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	定款	第5章 第36条
(2)職制		公募申請時に提出	定款	第5章 第36条
(3)職責		公募申請時に提出	定款	第5章 第36条
(4)事務処理(決裁)		公募申請時に提出	定款	第5章 第36条
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	就業規程	第4章 第26条
(2)給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	就業規程	第4章 第26条
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)文書の整理、保管		内定後1週間以内に提出		
(3)保存期間		内定後1週間以内に提出		
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	内定後1週間以内に提出		
● リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)緊急事態の範囲		内定後1週間以内に提出		
(3)緊急事態の対応の方針		内定後1週間以内に提出		
(4)緊急事態対応の手順		内定後1週間以内に提出		
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)会計処理の原則		内定後1週間以内に提出		
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		内定後1週間以内に提出		
(4)勘定科目及び帳簿		内定後1週間以内に提出		
(5)金銭の出納保管		内定後1週間以内に提出		
(6)収支予算		内定後1週間以内に提出		
(7)決算		内定後1週間以内に提出		

一般社団法人 ふくしま連携復興センター 定款

平成23年10月18日作成

平成24年 7月19日改訂

令和 2年 9月26日改訂

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人ふくしま連携復興センターと称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を福島県福島市に置く。

(目 的)

第 3 条 当法人は、東日本大震災・福島第一原子力発電所事故に加え、今後起きると想定される大規模災害の復興活動においても、多様な主体との協働により、早期復興が成し遂げられるよう、その目的に資する次の事業を行う。

- 1 災害による被害者の支援を目的とする事業
- 2 災害復興に関わる人材、物資、資金の調整、調達
- 3 高齢者・障がい者の福祉の増進を目的とする事業
- 4 勤労意欲のあるものに対する就労・起業の支援を目的とした事業
- 5 災害復興と共に地域振興をはかる事業
- 6 地域社会の健全な発展を目的とした事業
- 7 児童又は青少年の健全な育成を目的とした事業
- 8 防災や減災を目的とした事業
- 9 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公 告)

第 4 条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第 2 章 社 員

(法人の構成員)

第 5 条 当法人は、当法人の事業に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定により当法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第 6 条 当法人の社員として入社しようとする者は、社員総会において別に定めるところにより申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

(経費負担)

第 7 条 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退社)

第 8 条 社員は、社員総会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除 名)

第 9 条 社員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

(社員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して半年以上なされなかったとき
- (2) 総社員が同意したとき
- (3) 当該社員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき

(社員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 11 条 社員が前 3 条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、社員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第 3 章 社 員 総 会

(種 類)

第 12 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の 2 種とする。

(構 成)

第 13 条 社員総会は、社員をもって構成する。

- 2 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(開 催)

第 14 条 定時社員総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招 集)

- 第 15 条 定時社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。ただし、すべての社員の同意がある場合には、書面又は電子的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。
- 2 臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(議 長)

- 第 16 条 社員総会の議長は、出席した社員の中から選出する。

(決 議)

- 第 17 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 社員の除名
 - (2) 定款の変更
 - (3) 解散
 - (4) その他法令で定められた事項

(代 理)

- 第 18 条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

- 第 19 条 理事又は社員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。
- 2 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第 20 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(社員総会規則)

- 第 21 条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第 4 章 役員

(役員の数)

- 第 2 2 条 当法人は 3 名以上の理事及び 1 名以上の監事を置く。
- 2 理事会における議決権は、理事 1 名につき 1 個とする。
 - 3 理事のうち、3 名以内を代表理事とする。

(選任等)

- 第 2 3 条 理事及び監事は、社員決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。
- 2 代表理事は理事会の決議によって理事の中から定める。
 - 3 理事及び監事のうち、理事又は監事のいずれかの 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事及び監事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

(任 期)

- 第 2 4 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(理事の職務権限)

- 第 2 5 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務権限)

- 第 2 6 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(解任)

- 第 2 7 条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

- 第 2 8 条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第30条 当法人は、役員的一般法人及び一般社団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。
2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。
(1) この法人の業務執行の決定
(2) 理事の職務の執行の監督
(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、代表理事の呼びかけにより招集する。
2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を召集する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2 前項の規定にかかわらず、一般法人法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録又は電磁的記録を作成する。

(事務局)

- 第36条 当法人には、事務局および事務局長を置く。
- 2 事務局には、事務局長1名および職員を若干名置く。
 - 3 事務局長は理事会の決議を経て選任する。職員は理事会の決議により任免する。
 - 4 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て定める。

(職 務)

- 第37条 事務局は、理事会の決議に従い、当法人の業務を管理・運営する
- 2 事務局長は事務局を統括する。

第6章 基金

(基金の拠出)

- 第38条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

- 第39条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事会が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

- 第40条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続き)

- 第41条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

第7章 計算

(事業年度)

- 第42条 当法人の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

- 第43条 当法人の事業計画、収支予算については、毎事業年度の開始日の前日までに、代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
 - 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第44条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が当該事業年度に関する次の書類を作成し、定時社員総会に提出し又は提供しなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計画書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計画書）の附属明細書
- 2 事業報告については、代表理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。
- 3 貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第45条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更、解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解 散)

第47条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第48条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 附則

(最初の事業年度)

第49条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人成立の日から平成24年6月30日までとする。

(設立時理事)

第50条 当法人の設立時理事は、次のとおりである。

設立時理事 丹波 史紀
設立時理事 中鉢 博之
設立時理事 江川 和弥

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第51条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

	丹波 史紀
	江川 和弥

(法令の準拠)

第52条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人ふくしま連携復興センターの設立に際し、設立時社員丹波史紀及び江川和弥は本定款を作成し、これに記名押印する。

平成23年10月18日

設立時社員 丹波 史紀

設立時社員 江川 和弥

一般社団法人ふくしま連携復興センター 就業規程

2023 年 10 月 1 日施行版

目 次

第1章	総 則	第1条～第5条
第2章	雇 用	第6条～第9条
第3章	労働時間等	第10条～第25条
第4章	賃 金	第26条～第37条
第5章	休 職	第38条
第6章	退 職	第39条～第42条
第7章	解 雇	第43条～第44条
第8章	服 務	第45条～第48条
第9章	懲 戒	第49条
第10章	安全衛生、雑則	第50条～第54条
附 則		

第1章 総 則

(目的等)

第 1 条 この規程は、使用者である一般社団法人ふくしま連携復興センター理事（以下「法人」という。）と従業員との労働契約、従業員の労働条件、服務規律その他就業に関する事項を定めるものである。

2 法人および従業員は、この規程を遵守し、信義に従い誠実に権利を行使し、及び義務を履行しなければならない。

(規程の遵守義務)

第 2 条 法人および従業員は、この規程を遵守し、お互いに協力して誠実に業務を遂行し、団体の発展に寄与しなければならない。

(従業員)

第 3 条 この規程で従業員とは、所定の手続によりに法人に採用された正規職員、パートタイマーをいう。

(規程の適用)

第 4 条 この規程は、従業員に適用する。

(法令との関係)

第 5 条 この規則は、民法、労働基準法、労働契約法、労働者災害補償保険法等の関連法令を補完するものであり、法人および従業員は、関連法令を十分尊重して業務に臨まなければならない。

第2章 雇 用

(採用決定時の提出書類)

第 6 条 従業員として採用された者は、原則として、入社日に、次の書類を提出しなければならない。ただし、法人が認めた場合は、提出期限を延長し、又は提出書類の一部を省略することがある。

- (1) 誓約書
 - (2) 職員登録書
 - (3) 源泉徴収票（入社のに給与所得のあった者に限る。）
 - (4) 個人番号（個人番号カード、または通知カード。）
 - (5) 雇用保険被保険者証（既に交付を受けている者に限る。）
 - (6) 給与所得の扶養控除等（異動）申告書
 - (7) 健康保険被扶養者届（被扶養者がいる者に限る。）
 - (8) その他法人が必要とする書類
- 2 前項の規定に基づき法人に提出された書類は、次の各号の目的のために利用する。
- (1) 所得税及び社会保険料の控除
 - (2) 人事制度及び雇用管理の目的の達成
- 3 記載事項に変更があったときは、直ちに法人へ届け出なければならない。
- 4 提出書類に不正があった場合は、採用を取り消す。

（労働条件の明示）

第 7 条 法人は、従業員との労働契約の締結に際し、労働条件通知書及びこの規程を交付して、次の各号に掲げる事項を明示する。

- (1) 労働契約の期間
- (2) 雇用形態
- (3) 就業の場所
- (4) 従事する業務の内容
- (5) 始業・終業の時刻及び休憩時間
- (6) 所定外労働の有無
- (7) 休日
- (8) 休暇
- (9) 賃金
- (10) 退職に関する事項
- (11) 社会保険等の加入
- (12) その他必要な事項

（試用期間）

第 8 条 新たに採用した従業員については、採用の日から 3 か月間を試用期間とする。試用期間は勤続年数に通算する。

- 2 試用期間中の従業員が、第 43 条（解雇）に定める事由に該当し、又は出勤状況が悪い等引き続き勤務させることが相応しくないと認めるときは、試用期間満了を待たず、又は満了時に本採用を行わないこととすることがある。

(異 動)

第 9 条 法人は、業務の都合により、従業員に職務の変更、就業場所の変更等の異動を命ずることができる。従業員は、正当な理由がない限りこれを拒むことができない。

2 異動を命じられた者は、速やかに、かつ、確実に業務の引継ぎを完了しなければならない。

第 3 章 労働時間等

(労働時間及び休憩時間)

第 10 条 所定労働時間は、1 週間で 35 時間以内、1 日 7 時間を原則とする。

始業及び終業の時刻並びに休憩時間は、次のとおりとする。

始業及び終業時刻		休憩時間
始業	9 時 00 分	12 時 00 分から 13 時 00 分まで
終業	17 時 00 分	

ただし、リーダーもしくは事務局長の承認により以下の措置を認める。

- (1) 業務の都合その他やむを得ない事情により、始業及び終業の時刻並びに休憩時間を繰り上げ又は繰り下げることがある。
- (2) 従業員が事業場で労働し、労働時間を算定し難いときは、その日は所定労働時間労働したものとみなす。

(休憩時間の利用)

第 11 条 従業員は、前条の休憩時間を自由に利用することができる。ただし、職場秩序及び風紀を乱す行為、施設管理を妨げる行為その他服務規律に反する行為を行ってはならない。

(所定休日)

第 12 条 法人の休日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日（法定休日とする。）
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律に定める日
- (4) 年末年始休暇（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）
- (5) その他法人が指定する日

2 法人は、業務上の都合によりやむを得ない場合は、あらかじめ振替休日を指定して、

当初休日とされた日に労働させることがある。

(時間外、休日及び深夜労働)

第 13 条 法人は、業務の都合により、第 10 条（労働時間及び休憩時間）の所定労働時間を超え、又は前条第 1 項の法人の休日に労働させることができる。この場合において、法定の労働時間を超える労働（以下「時間外労働」という。）又は法定休日における労働（以下「休日労働」という。）については、あらかじめ法人は従業員代表と書面による協定を締結し、これを所轄の労働基準監督署長に届け出るものとする。

2 小学校就学の始期に達するまでの子の養育又は家族の介護を行う一定範囲の従業員で法人に請求した者については、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、1 か月について 24 時間、1 年について 150 時間を超える法定時間外労働及び午後 10 時から午前 5 時までの深夜労働を行わせることはない。

3 災害その他避けることのできない事由により臨時の必要があるときは、所轄労働基準監督署長の許可を受け又は事後に遅滞なく届け出ることにより、その必要の限度において時間外労働又は休日労働を命ずることができる。

(代 休)

第 14 条 法人は、振替休日の手続によらず休日出勤させたときは、当該休日出勤の日数分の休暇（以下「代休」という。）を与えることができる。

2 前項の代休の日は、無給とする。ただし、当該代休の付与に当たり、休日労働があるときは休日割増賃金のうち割増部分（0.35）の額を支払う。

(割増賃金を支払う場合)

第 15 条 時間外労働をさせた場合において、次の各号に掲げる時間があるときは、第 31 条（割増賃金の額）に定めるところにより、時間外割増賃金を支払う。

(1) 1 日については、8 時間を超えて労働した時間

(2) 1 週間については、40 時間を超えて労働した時間（前号の時間を除く。）

2 前項の時間を計算するときは、1 日又は 1 週間の労働時間は実労働時間を用いるものとし、欠勤、早退のほか、年次有給休暇（時間単位年休を含む。）、特別休暇の時間を含めない。

3 第 1 項第 2 号の 1 週間は、土曜日を起算日とする。

(年次有給休暇)

第 16 条 採用日から 6 ケ月間継続勤務し、所定労働日の 8 割以上出勤した従業員に対しては、10 日の年次有給休暇を与える。その後、1 年間継続勤務するごとに、当該 1 年間に於いて所定労働日の 8 割以上出勤した従業員に対しては、下の表のとおり勤務

期間に応じた日数の年次有給休暇を与える。

勤続期間	6 ヶ月	1 年 6 ヶ月	2 年 6 ヶ月	3 年 6 ヶ月	4 年 6 ヶ月	5 年 6 ヶ月	6 年 6 ヶ月
付与日数	10 日	11 日	12 日	14 日	16 日	18 日	20 日

- 2 前項の規定にかかわらず、週所定労働時間 30 時間未満であり、かつ、週所定労働日数が 4 日以下（週以外の期間によって所定労働日数を定める従業員については年間所定労働日数が 216 日以下）の従業員に対しては、下の表のとおり所定労働日数及び勤続期間に応じた日数の有給休暇を与える。

週所定 労働 日数	1 年間の所定 労働日数	勤 続 期 間						
		6 ヶ月	1 年 6 ヶ月	2 年 6 ヶ月	3 年 6 ヶ月	4 年 6 ヶ月	5 年 6 ヶ月	6 年 6 ヶ月
4 日	169 日～216 日	7 日	8 日	9 日	10 日	12 日	13 日	15 日
3 日	121 日～168 日	5 日	6 日	6 日	8 日	9 日	10 日	11 日
2 日	73 日～120 日	3 日	4 日	4 日	5 日	6 日	6 日	7 日
1 日	48 日～72 日	1 日	2 日	2 日	2 日	3 日	3 日	3 日

- 3 第 1 項又は第 2 項の年次有給休暇は、従業員があらかじめ請求する時季に取得させる。ただし、従業員が請求した時季に年次有給休暇を取得させることが事業の正常な運営を妨げる場合は、他の時季に取得させることがある。
- 4 前項の規定にかかわらず、従業員代表との書面による協定により、各従業員の有する年次有給休暇日数のうち 5 日を超える部分について、あらかじめ時季を指定して取得させることがある。
- 5 第 1 項又は第 2 項の年次有給休暇が 10 日以上与えられた従業員に対しては、第 3 項の規定にかかわらず、付与日から 1 年以内に、当該労働者の有する年次有給休暇日数のうち 5 日（時間単位の取得も可とする）について、会社が従業員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させる。ただし、従業員が第 3 項又は第 4 項の規定による年次有給休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を 5 日から控除するものとする。
- 6 第 1 項及び第 2 項の出勤率の算定に当たっては、下記の期間については出勤したものとして取り扱う。
- (1) 年次有給休暇を取得した期間
 - (2) 産前産後の休業期間
 - (3) 育児・介護休業法に基づく育児休業及び介護休業した期間

- (4) 業務上の負傷又は疾病により療養のために休業した期間
- 7 付与日から1年以内に取得しなかった年次有給休暇は、付与日から2年以内に限り繰り越して取得することができる。
- 8 前項について、繰り越された年次有給休暇とその後付与された年次有給休暇のいずれも取得できる場合には、繰り越された年次有給休暇から取得させる。
- 9 会社は、毎月の賃金計算締切日における年次有給休暇の残日数を、当該賃金の支払明細書に記載して各従業員に通知する。
- 10 従業員は原則、年次有給休暇を一日単位及び半日単位で取得することができる。半日単位で取得した場合、午前の取得または午後の取得にかかわらず、年次有給休暇の残日から0.5を減ずる。
- 11 労働者代表との書面による協定に基づき、第1項又は第2項の年次有給休暇の日数のうち、付与日から1年以内について5日の範囲で次により時間単位の年次有給休暇（以下「時間単位年休」という。）を取得できる。
- (1) 時間単位年休の対象者は、すべての労働者とする。
 - (2) 時間単位年休を取得する場合の、1日の年次有給休暇に相当する時間数は、7時間とする。
 - (3) 時間単位年休は1時間単位で付与する。
 - (4) 本条の時間単位年休に支払われる賃金額は、所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の1時間当たりの額に、取得した時間単位年休の時間数を乗じた額とする。

(特別休暇)

第17条 従業員が次の事由に該当し、事前に所定の手続を経た場合には特別休暇を与える。

- (1) 本人が結婚するとき…5労働日
- (2) 子が結婚するとき…2労働日
- (3) 妻が出産するとき…2労働日
- (4) 父母、配偶者又は子が死亡したとき…5労働日
- (5) 祖父母若しくは配偶者の父母又は兄弟姉妹が死亡したとき…2労働日
- (6) 夏季休暇（7月～9月の間）…5労働日
- (7) その他前各号に準じ法人が必要と認めたとき…法人の認めた日数

2 従業員が次の事由に該当し、法人が必要と認めるときは、その裁量により必要な日数又は時間分の特別休暇を与えることができる。

- (1) 従業員が自ら職業に関する教育訓練を受けるとき。
- (2) 業務に必要な職業能力検定等を受けるとき。
- (3) 疾病の感染を予防する必要があるとき。
- (4) 天災事変等によりその者の出勤が困難又は危険なとき。
- (5) その他法人が必要と認めるとき。

- 3 本条の特別休暇は有給とし、その期間については、通常の賃金を支払う。

(公民権行使の時間)

第 18 条 従業員が勤務時間中に選挙その他公民としての権利を行使するため、また、公の職務に就くため、あらかじめ申し出た場合は、それに必要な時間又は日を与える。ただし、業務の都合により、時刻を変更する場合がある。

- 2 前項の時間又は日は、原則として無給とするが、裁判員への参加等であって、法人が必要と認めるときは、特別休暇とする場合がある。

(産前産後の休暇)

第 19 条 6 週間以内（多胎妊娠の場合は 14 週間以内）に出産予定の女性従業員が請求した場合には、産前 6 週間以内（多胎妊娠の場合は 14 週間以内）の休暇を与える。

- 2 産後は請求の有無にかかわらず、出産日から 8 週間の休暇を与える。ただし、産後 6 週間を経過し、本人から請求があった場合には、医師により支障がないと認められた業務に就かせることがある。
- 3 産前産後の休暇の期間は無給とする。

(母性健康管理のための休暇等)

第 20 条 妊娠中又は産後 1 年を経過しない女性従業員から、通院休暇の請求があったときは、休暇を与える。ただし、不就労時間に対する部分は無給とする。

- 2 妊娠中又は産後 1 年を経過しない女性従業員から、医師等の指導に基づく勤務時間等に関する措置についての請求があったときは、所定の措置を講ずることとする。ただし、不就労時間に対する部分は無給とする。
- 3 第 1 項の請求及び第 2 項の申出をする者は、医師等の指示又は指導内容が記載された証明書を法人に提出しなければならない。

(生理日の就業が著しく困難な女性従業員に対する措置)

第 21 条 生理日の就業が著しく困難な女性従業員が請求したときは、1 日又は半日若しくは請求があった時間における就労を免除する。

- 2 前項の措置による不就労時間に対する部分は無給とする。

(育児時間)

第 22 条 生後 1 年未満の子を育てる従業員が、あらかじめ申し出たときは、休憩時間のほかに 1 日 2 回、各々 30 分の育児時間を与えるものとする。

- 2 前項の措置による不就労時間に対する部分は無給とする。

(育児休業及び育児短時間勤務)

第 23 条 1 歳（育児・介護休業規程で定める特別の事情がある場合には 1 歳 6 か月。以下同じ。）に満たない子を養育する従業員が、その必要のため、法人に申し出たときは、育児・介護休業規程に定めるところにより育児休業を与えるものとする。この場合において、従業員の養育する子について、当該従業員の配偶者が当該子の 1 歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業をしているときは、その子が 1 歳 2 か月に達するまでの間（育児休業期間は最長 1 年間とする）の育児休業を認める。

- 2 3 歳に満たない子を養育する従業員であって育児休業を取得しない者が、その必要のため、法人に申し出たときは、育児・介護休業規程に定めるところにより育児短時間勤務を適用するものとする。
- 3 本条から第 25 条までの規定の適用を受ける従業員の範囲、手続その他必要な事項については、育児・介護休業規程に定めるところによる。
- 4 育児休業の期間及び育児短時間勤務の適用により短縮された所定労働時間に対する部分の賃金については、育児・介護休業規程に定める。

(介護休業及び介護短時間勤務)

第 24 条 要介護状態にある対象家族を介護する従業員が、その必要のため、法人に申し出たときは、育児・介護休業規程に定めるところにより介護休業を与えるものとする。

- 2 要介護状態にある対象家族を介護する従業員であって、介護休業を取得しない者が、その必要のため、法人に申し出たときは、育児・介護休業規程に定めるところにより介護短時間勤務を適用するものとする。
- 3 介護休業及び介護短時間勤務の期間は、1 人の対象家族につき通算して 93 日を限度とする。この場合において、介護短時間勤務の適用を受けた期間は、介護休業の期間とみなす。
- 4 介護休業の期間及び介護短時間勤務の適用により短縮された所定労働時間に対する部分の賃金については、育児・介護休業規程に定める。

(子の看護休暇及び介護休暇)

第 25 条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員が、負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をするため、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるため、法人に申し出たときは、第 16 条に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が 1 人の場合は一年度につき 5 労働日、2 人以上の場合は一年度につき 10 労働日を限度とし、子の看護休暇を与えるものとする。

- 2 中学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員が、出席停止に当たる疾病にかかった当該子の世話をするため、法人に申し出たときは、第 16 条に規定する年次

有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は一年度につき5労働日、2人以上の場合は一年度につき10労働日を限度とし、子の看護休暇を与えるものとする。

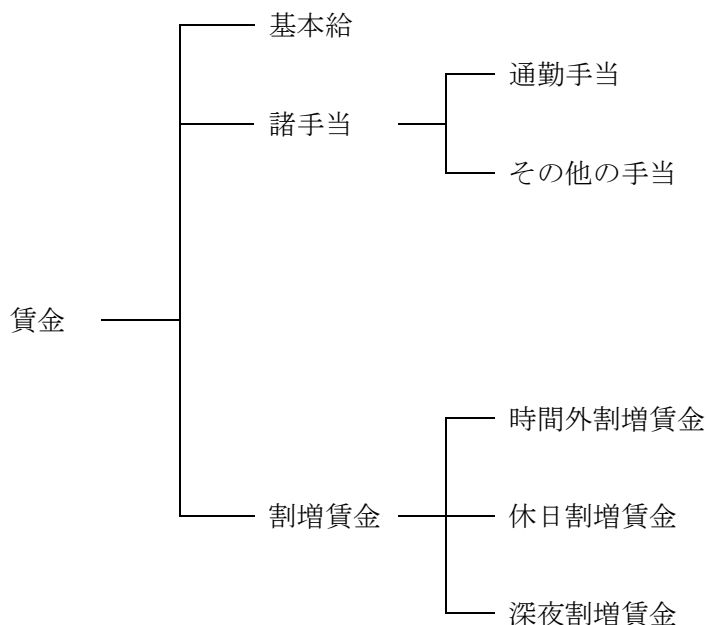
3 要介護状態にある対象家族を介護する従業員が、その介護のため、又は当該対象家族の通院等の付添い、当該対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の対象家族に必要な世話のため、法人に申し出たときは、第16条に規定する年次有給休暇とは別に、当該対象家族が1人の場合は一年度につき5労働日、2人以上の場合は一年度につき10労働日を限度とし、介護休暇を与えるものとする。

4 子の看護休暇及び介護休暇の期間に対する賃金については、育児・介護休業規程に定める。

第4章 賃 金

(賃金構成)

第26条 賃金の構成は次のとおりとする。



(基本給)

第27条 正規職員の基本給は、月を基準に定めるものとし、本人の職種により理事会で決定

する。パートタイマーの時間給についても同様とする。

- 2 雇入れ時の基本給は、労働契約書に明示する。

(通勤手当)

第 28 条 公共交通機関を利用して通勤し、その運賃を負担することを常例とする従業員については、原則として、6 か月定期代の価格の月割相当額もしくは、法人が定める支給上限額（10,000 円）のいずれか低い方を、通勤手当として支給する。ただし、委嘱等により別途定められる場合はこの限りでない。通勤の経路は法人が認める最短経路とする。

- 2 自家用車を利用して通勤し、その費用を負担することを常例とする従業員については、原則として、所得税法に定める非課税限度額もしくは、法人が定める支給上限額（10,000 円）のいずれか低い方を、通勤手当として支給する。ただし、委嘱等により別途定められる場合はこの限りでない。通勤の経路は法人が認める最短経路とする。

- 3 自転車通勤、徒歩通勤については、通勤手当を支給しない。

- 4 1 ヶ月以上の欠勤者及び休職者には、その期間の通勤手当は支給しない。

- 5 運賃の改定または住所変更等により、通勤手当の額に変更が生じた場合は、速やかに法人に届け出るものとする。原則として、通勤手当の変動月より、通勤手当の支給額を変更するものとする。

(出張手当)

第 29 条 出張手当については、別途、出張規程に定める。

(その他の手当)

第 30 条 その他の手当については、必要に応じて別に定める。

(割増賃金の額)

第 31 条 割増賃金は、次の算式により計算して支給する。

- (1) 法定時間外割増賃金

$$\frac{\text{基本給} + \text{役職手当}}{\text{1 か月平均所定労働時間}} \times (1 + 0.25) \times \text{法定時間外労働時間数}$$

- (2) 休日割増賃金

$$\frac{\text{基本給} + \text{役職手当}}{\text{1 か月平均所定労働時間}} \times (1 + 0.35) \times \text{法定休日労働時間数}$$

- (3) 深夜割増賃金

$$\frac{\text{基本給} + \text{役職手当}}{\text{1 か月平均所定労働時間}} \times 0.25 \times \text{深夜労働時間数}$$

1 か月平均所定労働時間

- 2 1 か月の法定時間外労働が 60 時間を超えたとき及び 1 年間の時間外労働が 360 時間を超えたときは、前項第 1 号の算式中「0.25」とあるのを「0.3」と読み替える。
- 3 第 1 項の 1 か月平均所定労働時間数は、次の算式により計算する。
年間所定労働日数×1 日所定労働時間数÷12
- 4 管理職の役位にある従業員については、第 1 項第 1 号及び第 2 号の割増賃金を支給しない。

(年次有給休暇の賃金)

第 32 条 年次有給休暇の期間は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支給する。

(欠勤等の場合の時間割計算等)

第 33 条 欠勤、遅刻、早退及び私用外出の時間については、1 時間当たりの賃金額に欠勤、遅刻、早退及び私用外出の合計時間数を乗じた額を差し引く。

(賃金の計算期間及び支払日)

第 34 条 賃金は毎月末日に締め切り、翌月 10 日に支払う。ただし、支払日が休日に当たるときはその前営業日に繰り上げて支払う。

- 2 賃金の計算期間の途中で採用され、又は退職した場合の賃金は、当該計算期間の所定労働日数を基準に日割計算して支払う。

(賃金の支払と控除)

第 35 条 賃金は、従業員に対し、通貨で直接その全額を支払う。ただし、次に掲げるものは、賃金から控除する。

- (1) 源泉所得税
- (2) 住民税
- (3) 健康保険（介護保険を含む。）及び厚生年金保険の保険料の被保険者負担分
- (4) 雇用保険の保険料の被保険者負担分
- (5) 従業員代表との書面による協定により賃金から控除するとしたもの

(賃金の改定)

第 36 条 法人は、法人の業績により、本人の勤務成績及び勤務態度等を勘案して賃金の改定（昇給、降給）を行うことがある。

(賞 与)

第 37 条 法人は、法人の業績により賞与を支給することがある。ただし、賞与支給対象者は、賞与支給日に在籍する従業員とする。

第 5 章 休 職

(休 職)

第 38 条 従業員が、次の各号のいずれかに該当したときは、休職とする。ただし、本条の規定は、試用期間中の者に関しては適用しない。

- (1) 業務外の傷病により欠勤が、継続、断続を問わず日常業務に支障をきたす程度（おおむね 1 か月程度を目安とする。）に続くと認められるとき。
 - (2) 精神又は身体上の疾患により労務提供が不完全なとき。
 - (3) 出向等により、他の法人等の業務に従事するとき。
 - (4) その他業務上の必要性又は特別の事情があつて休職させることを適当と認めたとき。
 - (5) 前 1 号、2 号及び必要においては 4 号の適用にあたり、事務局長は従業員に医師による診断書を提出させなければならない。
- 2 前項の休職期間（第 1 号にあつては、書面により法人が指定した日を起算日とする。）は次のとおりとする。ただし、この休職は法定外の福利措置であるため、復職の可能性が少ないものと法人が判断した場合は、裁量により、その休職を認めず、又はその期間を短縮することがある。
- (1) 前項第 1 号及び第 2 号（以下「私傷病休職」という。）のとき…6 か月（勤続期間が 1 年未満の者については、1 か月以上 3 か月未満の範囲でその都度法人が定める期間）
 - (2) 前項第 3 号及び第 4 号のとき…法人が必要と認める期間
- 3 休職期間は、法人の業務の都合による場合及び法人が特別な事情を認めた場合を除き、前項第 1 号の勤続期間に通算しないものとする。ただし、第 16 条に定める年次有給休暇の付与に関する勤続期間については、通算するものとする。
- 4 休職期間中は、無給とする。
- 5 従業員の休職事由が消滅したと法人が認めた場合、又は休職期間が満了した場合は、原則として、休職前の職務に復帰させる。ただし、旧職務への復帰が困難な場合又は不相当と法人が認める場合には、旧職務とは異なる職務に配置することがある。
- 6 私傷病休職期間が満了しても復職できないときは、原則として、休職期間満了の日をもって退職とする。

第 6 章 退職

(退 職)

第 39 条 従業員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは退職とし、次の各号に定める事由に応じて、それぞれ定められた日を退職の日とする。

- (1) 本人が死亡したとき…死亡した日
- (2) 休職期間が満了しても休職事由が消滅しないとき…期間満了の日
- (3) 本人の都合により退職を願い出て法人が承認したとき…法人が退職日として承認した日
- (4) 前号の承認がないとき…退職願を提出して 2 週間を経過した日
- (5) 退職につき労使双方が合意したとき…合意により決定した日

(自己都合による退職手続)

第 40 条 従業員が自己の都合により退職しようとするときは、原則として退職予定日の 1 か月前までに法人に申し出なければならない。退職の申出は、やむを得ない事情がある場合を除き、退職願を提出することにより行うものとする。

- 2 退職の申出が、代表理事により受理されたときは、法人がその意思を承認したものとみなす。この場合において、従業員はこれを撤回することはできない。
- 3 退職を申し出た者は、退職日までの間に必要な業務の引継ぎを完了しなければならない。これに反して引継ぎを完了せず、業務に支障をきたした場合、懲戒処分を行うことがある。
- 4 業務の引継ぎは、関係書類を始め保管中の金品等及び関係先の紹介その他担当職務に関わる一切の事柄につき確認のうえ、確実に引継ぎ者に説明し、あるいは引き渡す方法で行わなければならない。

(退職及び解雇時の手続)

第 41 条 従業員が退職し、又は第 44 条の規定により解雇された場合は、法人から貸与された物品その他法人に属するすべてのものを直ちに返還し、法人に債務があるときは退職又は解雇の日までに精算しなければならない。また、返還のないものについては、相当額を弁済しなければならない。

- 2 退職者の秘密保持義務については、この規程の第 46 条第 4 項が適用される。

(証明書の交付)

第 42 条 退職する場合において、従業員から使用期間、業務の種類、法人での地位、賃金及び退職事由（解雇の場合はその理由を含む。）について証明書を求められた場合、法

人は求められた事項について証明書を交付する。

- 2 従業員が解雇の予告がされた日から退職の日までの間に当該解雇の理由について証明書を請求した場合は、法人は遅滞なくこれを交付する。

第7章 解 雇

(解 雇)

第43条 従業員が次のいずれかに該当するときは、解雇する。

- (1) 精神又は身体の故障、又は虚弱、傷病、その他の理由により業務に耐えられない、又は労務提供が不完全であると認められるとき。
- (2) 協調性がなく、注意、指導しても改善の見込みがないと認められるとき。
- (3) 職務の遂行に必要な能力を欠き、かつ、他の職務に転換することができないとき。
- (4) 勤務意欲が低く、又は勤務成績、勤務態度、業務能率等が不良で業務に適さないと認められるとき。
- (5) 正当と認められる理由のない遅刻、早退、欠勤、直前になってからの休暇要望等が多く、労務提供が不完全であると認められるとき。
- (6) 特定の地位、職種又は一定の能力を条件として雇い入れられた者で、その能力、適格性が欠けると認められるとき。
- (7) 重大な懲戒事由に該当するとき。
- (8) 事業の縮小又は廃止その他法人の経営上やむを得ない事由があるとき。
- (9) 天災事変その他やむを得ない事由により、事業の継続が不可能となり、雇用を維持することができなくなったとき。
- (10) 前各号に準ずるやむを得ない事由があるとき。

(解雇予告)

第44条 法人は、前条の定めにより従業員を解雇する場合は、30日前に本人に予告し、又は平均賃金の30日分に相当する予告手当を支給する。

- 2 前項の予告日数については、平均賃金を支払った日数だけ短縮する。
- 3 解雇制限その他の解雇に関する事項については、労働基準法に定めるところによる。

第8章 服 務

(サービスの原則)

第45条 法人は社会的な存在と認識し、従業員は社会人として社会的なルール及びマナーを当然守らなければならない。

- 2 従業員は、この規則及びその他の諸規程を遵守し、業務上の指揮命令に従い、自己の業務に専念し、業務運営を円滑に行うとともに、相互に協力して職場の秩序を維持しなければならない。また、従業員は、相互の人権及び人格を尊重し合い、快適な職場環境を形成していかなければならない。
- 3 従業員は、この規則を守り、サービスに精励しなければならない。これに抵触したときは、この規則による懲戒の対象とすることがある。

(サービス規律)

第46条 従業員は、次の各項に掲げる義務を遵守し、サービスに精励しなければならない。

- (1) この規程及び労働契約で定められた事項を遵守すること。
- (2) リーダーまたは事務局長の指示命令に従うとともに、工作中的私語、私行為を慎むこと。
- (3) 法人の内外を問わず法人の名誉を害し、又は信用を傷つけ、若しくは同僚を中傷する等法人の人間関係に悪影響を与えないこと。
- (4) 法人の機密事項を他に漏らさないこと。
- (5) 整理整頓、職場の清潔保持に努め、同僚に明るく接し、迷惑をかけないこと。
- (6) 安全衛生に関する事項を守り、事故防止に努めること。
- (7) 法人の設備、機械、器具、物品、製品、書類、記録媒体等を大切に扱うこと。
- (8) 身だしなみを整え、所定の服装を守り、従業員としての自覚をもって行動すること。
- (9) 与えられた仕事は責任をもって遂行すること。
- (10) 他の従業員と相互に協力して、法人の業務の円滑な遂行に努め、利己的態度をとらないこと。
- (11) この規程及び法人の指揮命令に従うこと。
- (12) その他、業務の正常な運営を妨げ若しくは職場の秩序を乱し、又は関係者等に不快感を与えるような行為を行わないこと。

(ハラスメント行為の禁止)

第47条 従業員は、他の従業員の権利及び尊厳を尊重し、セクシュアルハラスメント（性的な言動により他の従業員の働く環境を悪化させ能力の発揮を妨げる等の行

為により、他の従業員の職業生活を阻害する行為)、パワーハラスメント(職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為)及び職場内でのいじめその他これらに該当すると疑われるような行為を行ってはならない。また、セクシュアルハラスメント又はパワーハラスメント等に対する従業員の対応により当該従業員の労働条件につき不利益を与えることも禁止する。

(遅刻、早退、欠勤等)

第 48 条 従業員は遅刻、早退若しくは欠勤をし、又は勤務時間中に私用で事業場から外出する際は、事前にリーダーもしくは事務局長に対し申し出るとともに、承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由で事前に申し出ることができなかった場合は、事後に速やかに届出をし、承認を得なければならない。

2 前項の場合は、原則として不就労分に対応する賃金は控除する。

3 傷病のため継続して 5 日以上欠勤するときは、医師の診断書を提出しなければならない。

第 9 章 懲 戒

(懲戒処分)

第 49 条 懲戒の種類及び程度は、その情状により次のとおりとする。

- (1) 譴責…始末書を提出させて将来を戒める。
- (2) 減給…始末書を提出させて、減給する。ただし、1 回につき平均賃金の 1 日分の半額、総額においては一賃金支払期の賃金総額の 10 分の 1 を超えない範囲でこれを行う。
- (3) 出勤停止…始末書を提出させ、14 労働日以内の出勤を停止する。その期間の賃金は支払わない。
- (4) 諭旨解雇…懲戒解雇相当の事由がある場合で、本人に反省が認められるときは退職届を提出するように勧告する。ただし、勧告に従わないときは懲戒解雇とする。
- (5) 懲戒解雇…予告期間を設けることなく即時解雇する。この場合において、労働基準監督署長の認定を受けたときは、解雇予告手当を支給しない。

2 懲戒は、従業員が、第 45 条(服務規律)その他この規則に違反したときに行うものとする。この場合において、当該非違行為に関する教育指導とともに前項第 1 号から第 4 号又は第 5 号の順に段階的に行うものであり、各号の懲戒を行ったにもかかわらず、改悛の見込みがなく、かつ、非違行為を繰り返す場合には、上位の懲戒を

科することを原則とする。

- 3 前項にかかわらず、従業員が次の各号のいずれかに該当するときは、諭旨解雇又は懲戒解雇とする。ただし、情状により、前条に定める減給又は出勤停止とすることがある。
- (1) 正当な理由なく、欠勤が 14 日以上に及び、出勤の督促に応じない又は連絡が取れないとき。
 - (2) 故意又は重大な過失により、法人の施設、設備に損害を与える等、法人に重大な損害を与えたとき。
 - (3) 重要な経歴を偽り採用されたとき、及び重大な虚偽の届出又は申告を行ったとき。
 - (4) 正当な理由なく配転等の重要な職務命令に従わず、職場秩序を乱したとき。
 - (5) 暴力、暴言その他の素行の不良で、著しく法人内の秩序又は風紀を乱したとき（セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等によるものを含む。）。
 - (6) 法人及び関係先の重大な秘密及びその他の情報を漏らし、あるいは漏らそうとしたとき。
 - (7) 法人及び法人の従業員、又は関係先を誹謗若しくは中傷し、又は虚偽の風説を流布若しくは喧伝し、法人業務に重大な支障を与えたとき。
 - (8) 刑罰法規の適用を受け、又は刑罰法規の適用を受けることが明らかとなり、法人の信用を害したとき。
 - (9) 会計、決算、契約にかかわる不正行為又は不正と認められる行為、職務権限の逸脱等により、金銭、会計、契約等の管理上ふさわしくない行為を行い、法人に損害を与え、その信用を害すると認められるとき。
 - (10) 例え軽微な非違行為であっても、再三の注意、指導にかかわらず改悛又は向上の見込みがないとき。
 - (11) 第 8 章（服務）その他この規則及び諸規程に違反し、又は非違行為を繰り返し、あるいは前各号に準ずる重大な行為があったとき。

第 10 章 安全衛生、雑則

（就業禁止）

第 50 条 法人は、次の各号のいずれかに該当する者については、法人が指定する医師の意見を聴いた上で、その就業を禁止する。

- (1) 病毒伝ばのおそれのある伝染性の疾病にかかった者
- (2) 心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものに

かかった者

(3) 前各号に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めるもの及び感染症予防法で定める疾病にかかった者

2 前項の規定にかかわらず、法人は、次の各号のいずれかに該当する者については、その就業を禁止することがある。

(1) 従業員の心身の状況が業務に適しないと判断したとき

(2) 当該従業員に対して、国等の公の機関から、外出禁止又は外出自粛の要請があったとき

(健康診断等)

第 51 条 常時雇用される従業員に対しては、毎年 1 回定期的に健康診断を行う。法人は、健康診断の結果を本人に速やかに通知するとともに、異常の所見があり、必要と認めるときは、就業を一定期間禁止し、又は配置転換を行い、その他健康保健上必要な措置を命ずることがある。なお受診に要した時間は通常勤務をしたものとみなす。

2 休憩時間を除き 1 週間当たり 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が 1 か月当たり 100 時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる従業員が申し出たときは、法人は、医師による面接指導（問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいう。）を行う。

3 従業員は、日頃から自らの健康の保持、増進及び傷病予防に努め、法人が実施する健康診断、面接指導は必ず受診し、健康に支障を感じた場合には、進んで医師の診療を受ける等の措置を講ずるとともに、法人に申し出てその回復のため療養に努めなければならない。

(災害補償)

第 52 条 従業員が業務上の事由又は通勤により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、労働基準法（平成 22 年法律第 49 号）及び労働者災害補償法（昭和 22 年法律第 50 号）に定めるところにより、災害補償を行う。

(規則の改廃)

第 53 条 この規則は、関係諸法規の改定及び法人状況及び業績等の変化により必要があるときは、従業員の過半数を代表する者の意見を聴いて改訂することがある。

(委任)

第 54 条 この規程に定めるもののほか、従業員の就業に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 (就業規則附則)第 3 章 労働時間等(2017 年 7 月策定)については廃止する。

規程改訂履歴

制定年月日	版	名 称	起案者	決裁者	行政庁提出 年月日
2014 年 4 月 1 日	1.0	新規作成		丹波	14 年 4 月 1 日

改訂履歴

改訂年月日	版	改訂箇所・内容・理由等	起案者	決裁者	行政庁提出 年月日
2015 年 11 月 1 日	2.0	業務の拡大に伴い、法人の実態に合わせた全体の見直し		丹波	年 月 日
2018 年 4 月 1 日	3.0	旧版第 41 条の廃止及びそれに伴う以降の条項番号の変更、第 52 条及び第 54 条の新設、附則の追加、その他全体的な記載内容の明確化に向けた文言等の見直し		天野	平成 30 年 6 月 25 日
2020 年 8 月 3 日	4.0	第 2 章、第 6 条、第 1 項、(4)の年金番号を個人番号に変更。 第 3 章、第 16 条、第 5 項、年次有給休暇 5 日間の取得促進の追加及びそれに伴う移行の項番の変更 第 3 章、第 16 条、第 11 項、年次有給休暇の時間単位の取得の追加 第 3 章、第 17 条、第 1 項、(6)夏季休暇の追加、及びそれ以降の項番変更		天野	2020 年 8 月 5 日
2021 年 11 月 1 日	5.0	第 4 章、第 29 条(出張手当)の二重線抹消の抹消線の削除 第 4 章、第 31 条(割増賃金の額)の計算式に於ける分子を「基本給」から「基本給＋役職手当」へ変更		天野	2021 年 11 月 1 日
年 月 日					年 月 日
年 月 日					年 月 日
年 月 日					年 月 日
年 月 日					年 月 日

[illegible]

履歴事項全部証明書

福島県福島市清明町1番7号大河原ビル
一般社団法人ふくしま連携復興センター

会社法人等番号	3800-05-010372	
名称	一般社団法人ふくしま連携復興センター	
主たる事務所	福島県福島市金谷川1番地	
	福島県福島市清明町1番7号大河原ビル	平成29年 5月29日移転
		平成29年 6月 1日登記
法人の公告方法	官報に掲載する方法により行う	
法人成立の年月日	平成23年12月1日	
目的等	目的 当法人は、東日本大震災・福島第一原子力発電所事故に加え、今後起きると想定される大規模災害の復興活動においても、多様な主体との協働により、早期復興が成し遂げられるよう、その目的に資する次の事業を行う。 1 災害による被害者の支援を目的とする事業 2 災害復興に関わる人材、物資、資金の調整、調達 3 高齢者・障がい者の福祉の増進を目的とする事業 4 勤労意欲のあるものに対する就労・起業の支援を目的とした事業 5 災害復興と共に地域振興をはかる事業 6 地域社会の健全な発展を目的とした事業 7 児童又は青少年の健全な育成を目的とした事業 8 防災や減災を目的とした事業 9 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業 令和 2年 9月24日変更 令和 2年10月13日登記	
役員に関する事項	代表理事 天 野 和 彦	令和 2年 9月24日重任
		令和 2年10月13日登記
	代表理事 天 野 和 彦	令和 4年 9月28日重任
		令和 4年11月 8日登記
	理事 長 谷 川 秀 雄	令和 2年 9月24日重任
		令和 2年10月13日登記
	理事 長 谷 川 秀 雄	令和 4年 9月28日重任
		令和 4年11月 8日登記

<u>理事</u>	<u>天 野 和 彦</u>	令和 2年 9月24日重任
		令和 2年10月13日登記
理事	天 野 和 彦	令和 4年 9月28日重任
		令和 4年11月 8日登記
<u>理事</u>	<u>中 鉢 博 之</u>	令和 2年 9月24日就任
		令和 2年10月13日登記
理事	中 鉢 博 之	令和 4年 9月28日重任
		令和 4年11月 8日登記
<u>理事</u>	<u>佐 藤 晶 子</u>	令和 2年 9月24日就任
		令和 2年10月13日登記
理事	佐 藤 晶 子	令和 4年 9月28日重任
		令和 4年11月 8日登記
<u>理事</u>	<u>樋 口 則 雄</u>	令和 2年 9月24日就任
		令和 2年10月13日登記
		令和 4年 3月31日辞任
		令和 4年11月 8日登記
<u>理事</u>	<u>鈴 木 里 加 子</u>	令和 2年 9月24日就任
		令和 2年10月13日登記
		令和 4年 9月28日重任
		令和 4年11月 8日登記
<u>理事</u>	<u>片 平 祥 則</u>	令和 3年 9月29日就任
		令和 3年10月29日登記
		令和 5年 9月29日重任
		令和 5年11月20日登記

	<u>理事</u>	<u>瀧 口 直 樹</u>	令和 3 年 9 月 2 9 日就任
			令和 3 年 1 0 月 2 9 日登記
			令和 5 年 8 月 1 0 日辞任
			令和 5 年 1 1 月 2 0 日登記
	<u>監事</u>	<u>高 橋 文 郎</u>	平成 3 0 年 9 月 2 6 日就任
			平成 3 0 年 1 0 月 2 9 日登記
	監事	高 橋 文 郎	令和 4 年 9 月 2 8 日重任
			令和 4 年 1 1 月 8 日登記
	<u>監事</u>	<u>菅 野 拓</u>	令和 4 年 9 月 2 8 日就任
			令和 4 年 1 1 月 8 日登記
			令和 5 年 5 月 1 5 日辞任
			令和 5 年 1 1 月 2 0 日登記
	監事	丹 波 史 紀	令和 5 年 9 月 2 9 日就任
			令和 5 年 1 1 月 2 0 日登記
理事会設置法人に関する事項	理事会設置法人	平成 2 4 年 7 月 1 9 日設定	平成 2 5 年 5 月 1 4 日登記
監事設置法人に関する事項	監事設置法人	平成 2 4 年 7 月 1 9 日設定	平成 2 5 年 5 月 1 4 日登記
登記記録に関する事項	設立	平成 2 3 年 1 2 月 1 日登記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した画面である。

令和6年4月8日
福島地方法務局
登記官

田 附 隼 人



資料 2 : 第二号議案 (1)

一般社団法人 ふくしま連携復興センター

第 10 期 事業報告

— 2020年7月～2021年6月 —

1. 総括

ふくしま連携復興センターは、6月末で第10期を終え、7月より第11期に入った。

第9期の半ば過ぎから始まった新型コロナウイルス感染症感染拡大(以下、コロナ禍)は、イベント開催や対面業務の殆どを中止や規模縮小に追い込み、第10期の事業展開に負の影響をもたらした。一方で、オンラインを活用する機会が増えたことにより、復興庁や県、他団体と頻繁に情報共有の機会を持てるようになり、業務の在り方に変革をもたらした。

第10期の始まり時点では、復興庁の10年延長は謳われたものの、具体的な展望は示されていなかったが、第2期復興・創生期間となる最初の5年間について、地震・津波被災地域と原子力災害被災地域を分け、取組む課題や、事業規模が示されるなど進展があった。昨年の第10期総会に於ける事業計画では、そうした展開を念頭に置きつつ次の点に言及していた。

- (1) 第2期復興・創生期間における民間セクターが担うべき復興支援の在り方、及び中間支援組織としてふくしま連携復興センターが取り組むべき役割
(国や県、自治体の支援が中間支援組織を通して被災者に確実に届くよう第2期復興・創生期間においても引き続きその責務を果たすと共に、民間セクターどうしの情報交換・報告・交流・議論の場を提供し、そこから吸い上げた様々な意見を政策提言として国や県に繋いでいくことに努めたい。)

- (2) 民間セクターの復興支援活動の記録と伝承

- (3) ふくしま連携復興センターの今後の在り方の模索

(第2期復興・創生期間においては、これまでの様な予算規模が必ずしも期待できないことから、第10期に於いてはセンターの団体としての在り方について検討を加える。)

- ① 社会資源としてのふくしま連携復興センター
- ② これまでの知見を生かした自主事業の検討
- ③ ふくしま連携復興センターの強みの発信

以上の、第10期事業計画で説明した活動についてどのように行ってきたか、次項にて具体的に説明する。

2. 具体的な活動の振り返り

I. 団体全体の活動について

- (1) 第2期復興・創生期間における民間セクターが担うべき復興支援の在り方、及び中間支援組織としてふくしま連携復興センターが取り組むべき役割

原子力災害の影響を大きく受けた福島で復興支援活動を行っている我々にとっては、震災から10年を迎えても道半ばであることに変わりはない。しかし、震災10年を迎え、震災復興に一区切りをつけ、撤退したり、平時の活動にシフトする支援主体も少なくない。復興を進めるために、多くの主体による連携・協働の形成を促進することをミッションの一つとしている弊センターとしても、活動のターニングポイントであった。

第10期の始まりにあたり、「ポスト復興・創生期間」を想定して、いわて・みやぎの連携復興センターと連携して各県毎に対応すべき課題の洗い出しを行い、復興支援の必要性を復興庁に対し働きかけを行ってきた。しかし、コロナ禍によりオンラインでの働きかけに終始したことや、いわて・みやぎとの復興のフェーズの異なりもあり、十分な議論とは言い難いものに終わった感は否めなかった。

また、弊センターが当初の復興・創生期間において、国や県、自治体の支援が被災者に確実に届くよう中間支援組織として一定の役割を果たしてきたことを踏まえ、第2期復興・創生期間においても引き続きその責務を果たす決意をしている。しかし、コロナ禍等から民間セクターどうしの情報交換・報告・交流・議論の場については生活困窮者や心のケアに関するネットワークを作り定例化するなど部分的には提供することができたが、まだまだ全体としては十分とは言えず道半ばにある。

- (2) 民間セクターの復興支援活動の記録と伝承

避難指示解除によるコミュニティの分散、支援の先細り、帰還者の孤立など、コミュニティ再生や心のケアにおける支援ニーズは多様化・複雑化している。問題が深刻化する一方で市民活動団体では支援疲れや、人材や資金等のリソース不足による活動の行き詰まりも見られる。第8期・定時社員総会において、「今後起こり得る大規模災害への備え」という目的で、これまで民間セクターが積み上げた経験と知見が時間の経過と共に散逸しないよう伝承していく事業を宣言した。それを受け第9期から具体的な情報の収集と整理を行い、第10期に於いて福島県の令和2年度ふるさと・きずな維持・再生支援事業の助成を受け、「FUKUSHIMAの10年」として出版に漕ぎ着けた。東日本大震災による惨状を目の当たりにして「何を考え」「どう行動したのか」について、数多くの団体が復興活動に取り組む中で50の団体の活動を選ばせていただき、執筆を生業としている方々に取材から原稿作成までをお願いして制作した。中身についても単なる団体紹介にしないために、エピソードを切り取り、物語を紡ぎ出すよう依頼し、多くの編集会議を経てこの冊子に至った。発刊後は、県外の防災・減災に取り組む団体を始めとして、県内外500の市民活動団体、県内の図書館や県立学校に送付し、今後起こり得る大規模災害に備える知見と教訓として発信した。市民活動団体が、市民活動団体の目線で市民活動団体の総括を行った例は希有であり、第10期の大きな成果であると自負している。

また、支援者連携チームは復興庁のコーディネート事業の枠で、「地域カルテ」として、県内の被災地域の復興状況、支援状況を地域ごとに見える化する冊子を作成した。更には広域避難者支援チームも記録誌作成に取り組み間もなく発刊の見通しとなっている。こうして得られた知見については、中間支援組織として行政セクターへ政策提言を行う際にも活用していく。

(3) ふくしま連携復興センターの今後の在り方の模索

弊センターは、県や国の委託事業や助成金事業を行うことで運営され、非営利の団体としては県内では最大級の団体となっている。しかし、復興予算の縮小に加えコロナ禍による影響も加わり、財政的に不安な状況にある。第2期復興・創生期間においては、予算規模が今後縮小されることも懸念されることから、センターの団体としての在り方について検討を行った。

①社会資源としてのふくしま連携復興センター

弊センターは、国・自治体、大学、企業、社会福祉協議会、NPO・NGOを結びつける社会資源であることを自覚し、多様な主体と更なる連携を深め、災害(水害等も含む)があった場合の緊急対応のため、平時から事務局長に加え各チームから人員を出してプロジェクトチームを作り災害に備えるとしていた。しかし、コロナ禍で活動が制限される中では思うように連携先を広げることも難しく、災害対応については委託事業等の「専従であること」という項目が仕様書にあるため、業務に支障がないよう活動実施に向けて検討を重ねている。そのため、現状は情報収集する段階に止まっているものの、近年の全国的な風水害の増加への体制構築は喫緊の課題であり、理事会でも議論を重ねている。

②これまでの知見を生かした自主事業の検討

「これまでの10年間で積み上げた知見を元に、防災・減災、困窮者支援、コミュニティ形成支援の分野での自主事業化を視野に入れている。」としていたが、前述の東日本大震災以外の災害対応への取り組みと同様に、様々な自主事業の事例について情報収集すると共に議論を重ねている。

③ふくしま連携復興センターの強みの発信

「これまで築き上げた国や県、自治体とのパイプを活用し、行政はもとより議会やマスメディアに対しても、民間セクターの課題や意志を伝え、地域の問題や今後の課題について共有に努める。」については、3連復会議を通し、被災者支援コーディネート事業の継続の必要性について復興庁に働きかける活動が実施できたことは収穫であった。

II. 個別の委託、助成事業等について

以下の3事業について別途報告する。

- (1) 支援者連携事業
- (2) 広域避難者支援事業
- (3) 復興支援専門員事業

2020年度支援者連携チーム事業報告書

令和2年度被災者支援CDN事業報告

事業目的

東日本大震災に伴う避難生活の長期化や、復興公営住宅及び災害公営住宅等への移転など、被災者を取り巻く生活環境が変化する中で、被災者が安定的な日常生活を営むことができるように、被災者の円滑な住宅・生活再建の支援、心身のケア、生きがいづくりによる「心の復興」やコミュニティ形成の促進等、各地域の復興の進展に伴う課題に対応した支援活動の実施に必要な施策を総合的に支援することを目的とする。

取組内容

- 被災地や被災者の現状・課題、個別の支援ニーズ等の把握及び整理とコーディネートの実施。
 - 案件報告書:85件
 - 生活困窮者ネットワーク/広域こころのケアネットワーク構築促進

- 多様な主体間の連携、協働体制の構築(市町村を超えた区域における行政・活動主体間の連携・協働体制の構築促進)の共有及び全国への波及。
 - 第4回市町村事例共有会開催
 - まちづくり会社(双葉8町村)から復興現状発信
 - 被災3県連携復興センター合同シンポジウム開催

■第4回市町村事例共有会

【目的】

東日本大震災や原発事故に伴う複合災害における課題解決のため、原子力被災12市町村等を対象に被災者支援総合交付金を活用した事業の現状を共有すると共に、今後の被災者支援の在り方や、より具体的な事業運営についての学びの場の提供とし開催。これまではリアル開催だったが、はじめてハイブリッドでのオンラインでの開催となった。

【内容】

- 1部:被災者支援総合交付金事業等の共有会
- 2部:講演「持続可能な自治体経営のためのヒント」

【参加者】 計35名

- ・被災者支援総合交付金事業実施10自治体職員 20名(被災12市町村等)
- ・復興庁 ボランティア・公益的民間連携班、被災者支援班
- ・福島復興局 企画班
- ・福島県庁
- ・ふくしま連携復興センター(支援者連携チーム)



第3回市町村事例共有会



第4回市町村事例共有会



第4回市町村事例共有会(サテライト会場)

■シンポジウム 「しゃべくりエイト～未来へつなぐまちづくり会社の挑戦！～」

【目的】

東日本大震災から9年が経過し、少子高齢化・人口減少が加速化する中で、双葉郡では常磐線の全線開通、伝承館や道の駅の開業等、新たな動きがでてきている。しかし、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、実際に現地に訪れて復興の様子を体感することが難しい状況が続いている。

そこで、各地域の「色」を活かしながら様々な取組みを進めている、双葉郡8町村のまちづくり会社の活動状況(事業内容)を通して、原発事故被災地という過酷な状況から復興へと歩みを進める双葉郡の現状を、オンラインで県内外に発信し、双葉8町村への関心を改めて向けてもらう場として開催する。



【内容】

まちづくり会社8団体でのトークセッションを開催。

震災後の8町村の基礎知識についての動画や、各まちづくり会社のCM動画を配信。

【開催日時】 令和2年9月25日(金) 18:30～20:30

※オンライン手法は、Zoomの会議システムを活用

※参加者;57名(事前申込;77名)



■3れんぱく合同シンポジウム

「LINK～被災3県の「今」そして「これから」も支え合う地域社会を目指して～」

【目的】

第1期復興・創生期間終了となる震災10年目を迎えようとしているが、復興が進むにつれて多様化し変化する地域課題に対して、どのような支援活動を展開し「今」を迎える事ができたのか。又、「これから」予想される地域社会再生に向けて必要とされる継続支援は何なのか。

本企画では、被災3県の支援団体の活動を通して、被災者支援への更なる活動促進と目指すべき地域社会再生の方向性を学ぶ。さらに、支援団体同士が繋がり互いに情報を共有し、共に支え合い、協力できる関係づくりを目指すことを目的に開催した。



【内容】

設定した4つのテーマ毎に岩手・宮城・福島各県より1名ずつご登壇頂き、「団体紹介及び事例紹介」「パネルディスカッション」を行う。

>テーマ「コミュニティ」、「伝承×防災」、「福祉×教育」、「中間支援」

【開催日時】 令和2年10月21日(水) 13:30～16:30

※オンライン手法は、Zoomの会議システムを活用

※登壇者・運営のみ会場に集まり配信。



■検証事業(令和元年)

東日本大震災から復興・再生に向けた概況と支援活動の事業報告書

～これまでのフクシマ これからのふくしま～

【目的】

原子力被災12市町村等を中心に、様々な支援活動を実施してきた自治体、NPO、任意団体、住民等の支援活動を通して、震災から今日までの復興の歩みを振り返ると共に、福島県特有の課題に対し、「NPO等がどのような支援活動を展開し、それに伴いどこまで復興は進んだのか」「地域の課題解決はできたのか」等を把握するため、震災後の国、県、市町村の動向を探った。

同時に、被災地の復興支援活動に関わる事業の中から、特に原子力災害の影響を強く受けた分野に注視し、産業再生による「生きがいづくり・生業創出」、放射能汚染への不安を持つ子育て世代への「子ども・子育て支援」、長期的避難生活によるコミュニティ崩壊や原子力災害の不安による「こころのケア」「コミュニティ維持・形成」に関して支援活動をするNPO等の活動や支援事業の実態調査を行い、事業の有効性と福島県の復興創生の現状を広く発信し、今後の復興施策へと繋げることを目的に検証を実施した。

【発行日】

2020年3月31日（全162ページ）



■検証事業(令和2年度)

東日本大震災から10年目の被災地における実態調査報告書

～これまでのフクシマ これからのふくしま そして福島～

【目的】

福島県においては東日本大震災及び東京電力福島第一原発事故による原子力災害において、避難者・被災者支援及び復興支援の道のりは複雑で混迷を深め、津波被害と放射能の影響や地域ごとの特徴により、復興の進捗においても格差が広がり、効果的な支援を推進する上では異なる条件の基、個別の対応を迫られている。そこで各地域ごとに、立地条件、避難指示の変遷、人口と避難者数の推移、居住支援の現状等を踏まえ、さらに主たる動向や特徴により、どのようなフェーズと復興状況にあるかを分析し、個々の支援活動の詳細を踏まえながら、より効果的な支援方針に結び付けていく必要がある。

よって今回、これらの情報を「地域カルテ」という形に落とし込み、福島県の被災地域の復興状況、支援状況を地域ごとに見える化すると共に、支援団体の詳細な生の声と共に、各被災地域の特徴を踏まえた今後のより効果的かつ包括的な支援に向けた施策の一助となることを期待しつつ、本調査を遂行した。

【発行日】

2021年3月31日（全470ページ）



■被災者支援CDN事業の成果と課題

【成果】

東日本大震災による災害と東京電力福島第一原子力発電所の事故から10年。第2期復興・創生期間を迎えても、県外避難者数の減少はみられるものの、長期的な避難による影響は根強い。又、復興フェーズが進むにつれ、支援団体の撤退、復興支援事業や活動等の減少等により被災地域や被災者が抱える課題は多様化し更に複雑化している。

特に原発事故により過大な影響を受けた原子力被災12市町村等においては、コミュニティの崩壊により住民一人一人に寄り添うような細やかな支援が望まれているものの、まだ、安心安全な生活ができる受入体制など、住民を取り巻く生活環境は充分とはいえない地域もあり、住民が求める安心安全な生活を取り戻すためには、ソフト面での継続的な支援とニーズに合った支援や施策が不可欠である。そこで、支援者連携チームでは、被災地や被災住民に寄り添う様々な視点からネットワークの構築促進や個々の事業を展開し課題対応することで、想定していた指標に近い大きな成果を上げている。

【課題】

この事業を継続する事で、これまで培った支援事業や課題対応策等のノウハウを、新たな地域資源(社会資源)とし活用できる組織運営を目指す事や、各セクターなどの「人と人」とのつながりを強化し、共に連携して地域の様々な課題を解決する為の「体制」や「機能」となる事を目標とする。特に、福島県における複合災害対応のノウハウと原子力被災における長期的な広域避難の伝承を国内外に発信する事も重要な活動かと思う。これらの目的を実現する為には「被災者目線での地域課題解決の担い手」として、それを支える組織体制、資金、人材と共になどの確保が最も重要な課題と考える。

広域避難者支援事業 事業報告

令和2年度福島県県外避難者への相談・交流・説明会事業について

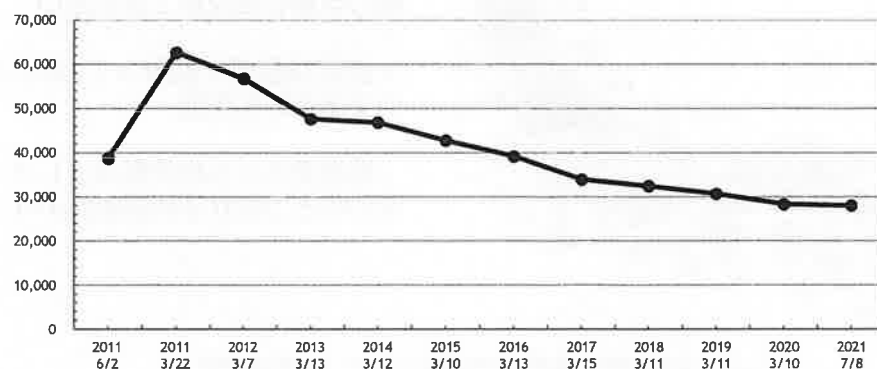
- ・ 県外避難者数の推移
- ・ 生活再建支援拠点
- ・ 拠点事業関係図
- ・ 事業の概要
- ・ 昨年度実績
- ・ 課題
- ・ 今後の広域避難者支援についての基本的な考え方 1
- ・ 今後の広域避難者支援についての基本的な考え方 2
- ・ 今年度計画

今年度計画において説明

県外避難者数の推移

日付	2011 6/2	2011 3/22	2012 3/7	2013 3/13	2014 3/12	2015 3/10	2016 3/13	2017 3/15	2018 3/11	2019 3/11	2020 3/10	2021 7/8
県外への避難状況	38,896	62,700	56,920	47,683	46,902	42,801	39,218	33,976	32,476	30,730	28,372	28,067

県外への避難状況



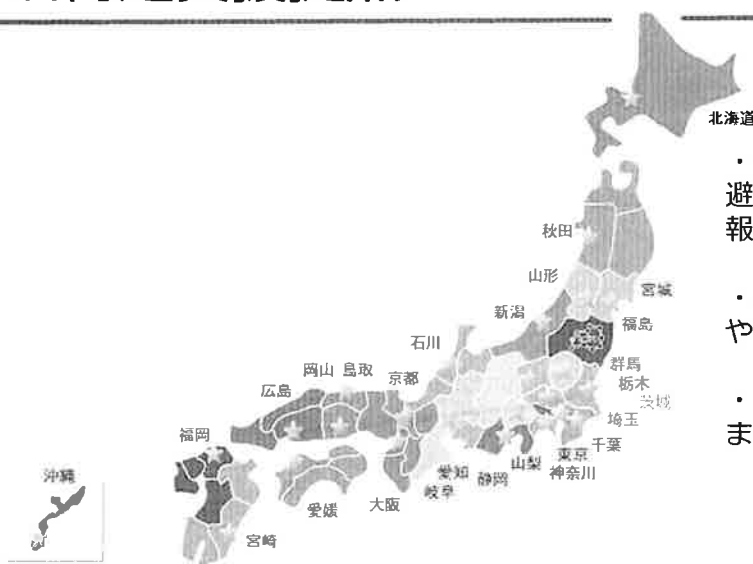
福島県内外の避難者数

県外避難者数 28,067人

県内避難者数 6,940人

平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報（第1778報）令和3年7月5日福島県災害対策本部

生活再建支援拠点



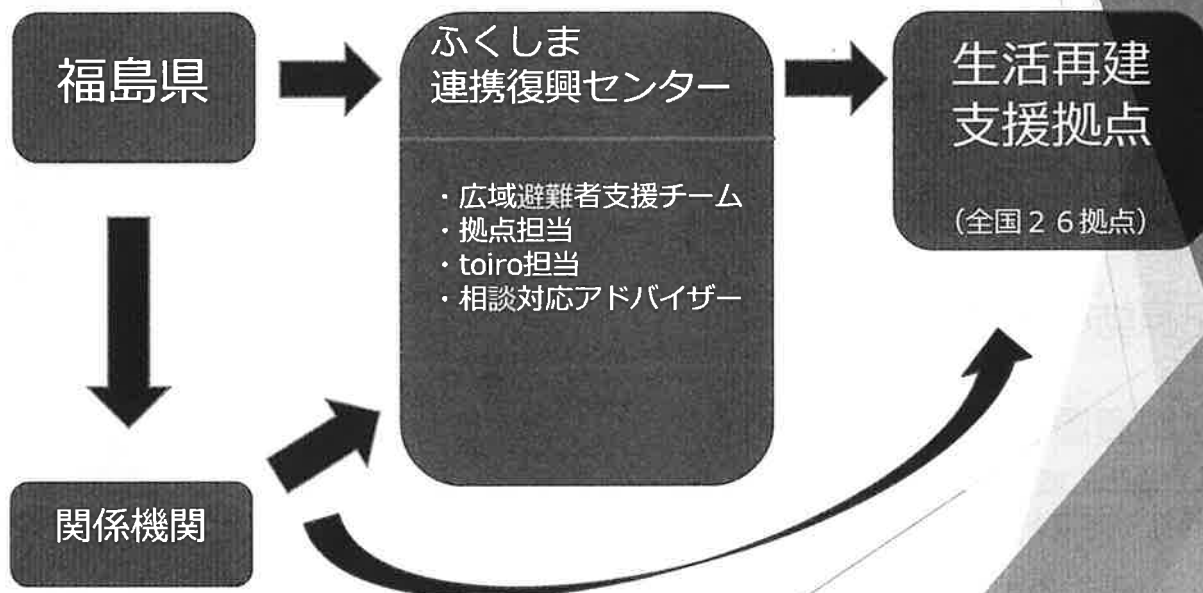
・福島県から県外に避難されている方が、避難先で直接帰還や生活再建に向けて情報の収集や相談ができる窓口

・全国26箇所に設置しており、相談会や交流会等も実施

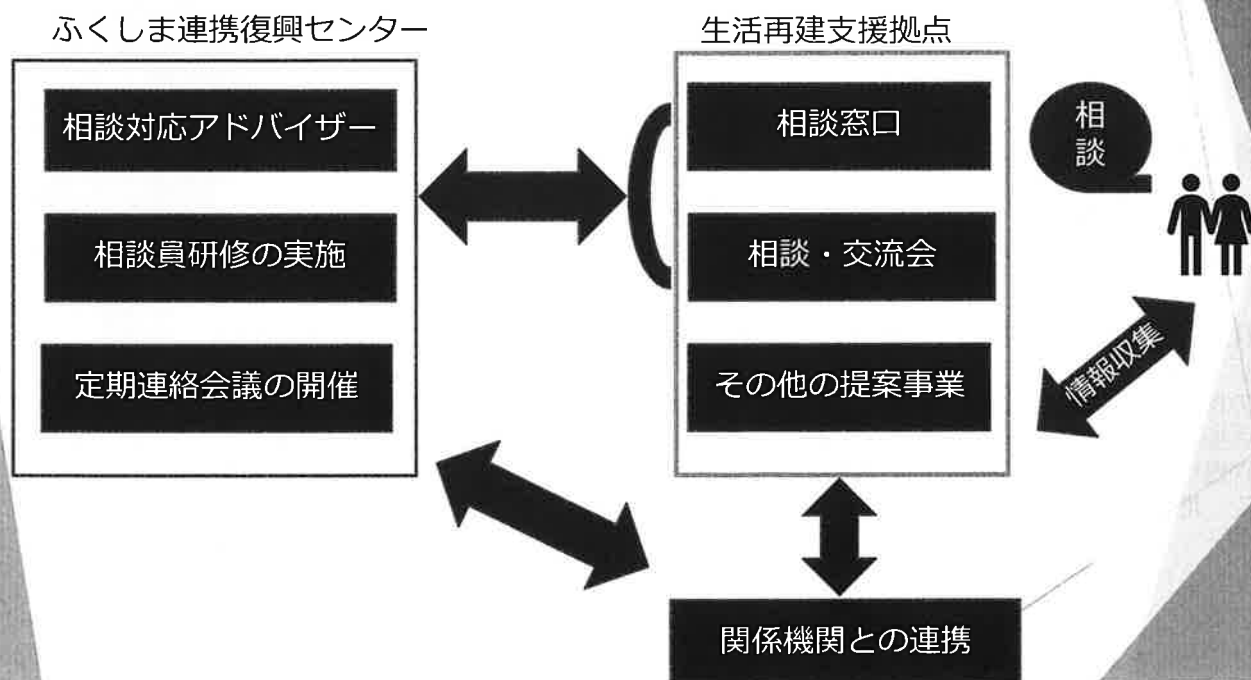
・福島県内にも相談拠点として「ふくしまの今とつながる相談室toiro」を設置

★ 生活再建支援拠点が設置されている都道府県

拠点事業関係図



拠点事業の概要



福島県県外避難者への相談・交流・説明会事業

令和2年度事業実績

・ 定期連絡会議の開催 2回実施

・ 相談員研修の実施 3回実施

・ 記録誌の作成

・ 地域資源との連携

「今後の広域避難者支援についての基本的な考え方について」の策定
相談対応アドバイザーの拡充

福島県県外避難者への相談・交流・説明会事業

課題

・ 地域資源との連携

「今後の広域避難者支援についての基本的な考え方について」の策定
相談対応アドバイザーの拡充

避難の長期化とともに、拠点の窓口寄せられる相談内容は、「情報」を求めるものよりも「悩み」を訴えるものが上回るようになり（「相談内容の分析報告書」2018年実施）、拠点は避難由来の相談から生活全般にわたる相談の対応が中心となるようになった。しかし、生活全般にわたる相談を拠点のみで解決していくことには限界があり、拠点が地域の様々な機関や専門家と連携して対応することが必要になる事例が増えた。今後も相談者が地域の一員として、地域の枠組みの中での支援が受けられるように考えていくべきである。

1. 地域の担い手募集活動の支援

福島県及び県内市町村が募集する地域おこし協力隊及び復興支援員への応募者確保を図るための支援

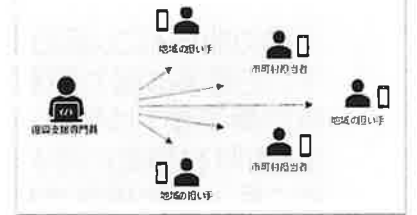
- 協力隊現地地説地域の担い手募集専用サイト、SNS等による募集情報の発信
- 復興支援員・地域おこし協力隊募集イベントの参加、募集にかかるオンライン相談の実施
- 協力隊等の活動紹介（隊員紹介に関するHPサイトの改定）
- 地域おこし協力隊現地説明会の実施



■ 地域おこし協力隊等募集イベントの開催

地域おこし協力隊現地説明会（5市町村）

オンライン相談デスク（月3回）



■ 情報発信コンテンツの活用、広報ツールの制作

Facebook、instagram、LINE@、SMOUTの活用、
ホームページ「ふくしまで働く」運営

担い手名簿作成



仮設対策1号となる。地域おこし協力隊も大活躍！

2. 地域の担い手活動支援・定住支援

福島県内で活動する地域おこし協力隊及び復興支援員の活動内容の充実、地域への定着支援

- 各種研修会等の開催（オンライン開催も含む）
- 活動報告・交流会の開催
- 地域おこし協力隊・復興支援員のオンライン交流会の開催

■ 研修、受入構築支援の実施

＜地域の担い手向け研修＞ 5回実施

＜市町村担当者研修＞ 3回実施

＜受入態勢構築支援＞ 3町にて実施



■ 地域おこし協力隊等活動報告交流会の開催

■ 地域おこし協力隊等交流会



成果と課題

復興支援専門員事業において課題として挙げるものは、以下の４点。

- ・ 市町村支援のあり方
- ・ 地域おこし協力隊の任期終了後の定着率
- ・ 専門員のマルチすぎる業務範囲＝専門性に特化した支援ビジョンの必要性
- ・ 県内外の関係各局との連携体制のあり方

本県の地域おこし協力隊任期後定着率は平成２９年が６１％、令和２年では５４．８％に低下。定着率は協力隊制度を活用する市町村の運用能力に直結する。

専門員事業では平成３０年度より入口（募集）支援のあり方を修正、募集イベント開催型支援から市町村職員に対する制度理解・運用力向上を目的とした研修型支援を展開。

特に受入態勢構築支援は実施市町村を年度毎に増加させ、また、単発支援から通年支援へ。

出口（定着定住）支援へのシフトにより、最新の定着率は平成２９年時と同等の数値へ回復。

専門員の業務範囲としては募集支援・募集イベント企画運営・情報発信・相談対応・各種研修企画運営など多岐にわたり、かつ支援対象の広さから関係各局との連携体制構築が必要。

また、協力隊経験者の支援態勢を整えるべく、任期後に定住している協力隊OB・OGのネットワーク化の検討を開始、令和４年度中の立上げを目標としている。

事務局事業

1 ふくしま未来基金現地事務局委託業務（公益財団法人パブリックリソース財団）

2020年度「まちづくり草の根助成」資金助成11団体のモニタリング（2020.8～2021.8）

- (ア) 団体訪問及びモニタリングの実施：1団体あたり2～3回程度のモニタリングを実施。
 - ・今年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、ほぼオンラインによるヒアリングとなった。緊急事態宣言の合間を縫って、団体訪問が実施できたのは6団体のみ。
 - ・月例報告、中間報告、終了報告の受領とPRFへの送付は適宜行った。
- (イ) ロジックモデル作成支援。
 - ・ロジックモデル作成のためのワークショップを、1団体のみ団体に訪問して行った。
- (ウ) 組織診断に関しては、実施することが出来なかった。
- (エ) コンサルタント派遣・会計専門家派遣
 - ・今年度は主にオンラインでの相談対応となった。

※8月末をもって2020年度の現地事務局の委託業務が終了した。今年度については助成団体が8団体に減り、コロナ禍で現地訪問がほとんど出来ないことから、PRF（パブリックリソース財団）の本部事務局で対応を行うことになり、現地事務局業務のすべてを終了した。

2 ジャパン・プラットフォーム「東日本大震災被災者支援（福島支援）」業務委託

「福島に残された3つの課題」の解決に取り組み、未来にJPFの知見を残す事業心のケア活動における地域連携サポート（2021.2～2021.12）

- (ア) 「ふくしま広域心のケアねっと」を運営するためのコア会議の計画策定と進捗報告
 - ・専門家と市民活動団体を繋ぐ「ふくしま広域心のケアねっと」での活動を円滑に推進するために心のケアセンター、福島県立医大、みんぷくと連携して事前調整を進める会議を運営している。
- (イ) 啓発のための印刷物の作成
 - ・専門家に繋がる「ふくしま広域心のケアねっと」の裾野を広げ、より多くの人がこの「心のケア」の網に掛かる仕組みの構築を目的とし、啓発のための印刷物を作成する。

※ ふくしまに残された3つの課題

- (1) 福島県内外の被災者・避難者への支援
- (2) 被ばくりスクの軽減
- (3) 地元主体で復興を担う体制の構築

弊センターは、このうち(3)の地元主体で「心のケア」に関する専門家と支援者のネットワーク作りの業務を行うことで委託を受けている。

原子力災害を含む福島の複合災害においては、長引く避難と放射能リスク、避難指示解除に伴う支援打ち切り等の不安から、心の問題を抱える被災者が少なくない。震災関連死、自死等は被災3県の中で突出しており、自治体や専門家だけでなく、民間セクターが専門家との連携を深めることで「心のケア」に対応する体制の構築が急務と言っている。

第 1 号議案

一般社団法人 ふくしま連携復興センター

第 11 期 事業報告

— 2021年7月～2022年6月 —

一般社団法人ふくしま連携復興センター 第 11 期事業報告書

・巨大地震と大津波、その後も原発事故という未曾有の複合災害により多くの命が奪われ甚大な被害をもたらした東日本大震災の発災から 11 年となる当センターの第 11 期の事業の実施状況について報告する。

・2020 年 3 月に世界保健機関（WHO）による「パンデミック」宣言となった新型コロナウイルス感染症は 2021 年 6 月末の福島県内累計感染者数が 4,905 人だったが、感染拡大の波は大きく広がり、2022 年 6 月末には 66,804 人にまで拡大した。直近の第 7 波においては、緊急事態宣言等の行動制限が発出されることもなく、“with コロナ”としての社会の有り様が一層顕著化してきた。

・自然災害による被害も続いた 1 年であった。2021 年 7 月には静岡県熱海市において集中豪雨により土砂災害が発生した。集中豪雨による災害は 8 月にも長崎や佐賀でも発生した。さらに 2022 年 3 月 16 日には福島県沖において M7.4、最大震度 6 強（福島県内では相馬市、南相馬市、国見町）の地震が発生し、福島県内はじめ近県においても甚大な被害が発生した。

・こうした社会状況の中、2022 年 6 月 12 日には葛尾村において、同 30 日には大熊町において「特定復興再生拠点区域」の避難指示が解除されるなど、復興に向けての前進が見られた。

・一方で、今なお、約 3 万人の県民が避難生活を続けており、被災者の生活再建が大きな課題となるほか、廃炉と汚染水・処理水対策、風評・風化の問題など未だ多くの困難な課題が存在する。

・さらには、災害による直接死だけでなく、関連死として確認される事例が増え、犠牲者の半数以上が災害関連死となるなど本県特有の問題もある。

・復興のステージが進むにつれて、避難者の孤立や生活困窮、本人や家族の高齢化などの新たな課題が顕在化してきている。

・震災特有の課題だけでなく、地域において、人口減少等の課題が改めてクローズアップされてきており、復興においても、いかに魅力ある地域づくりを進めることができるのかが一層重要となってきた。そこで、私たちが直面した課題解決の経験などについて発信をしていくことが必要となってくる。

・こうした状況下において、当団体としては、復興庁の被災者支援コーディネート事業を活用し、被災地域の復興を促進するため支援連携や協働体制構築のための伴走支援などを行ったほか、福島県からの委託事業により、県外避難者の支援に関わる事業や復興支援員や地域おこし協力隊のサポートを事業として行うなどの活動を進めてきたところである。

以下、当団体第 11 期の活動内容について主たる事業毎に報告をする。

I 事業名

福島県における被災者支援コーディネート事業

1 概要

東日本大震災に伴う避難生活の長期化や、災害公営住宅等への移転など、被災者を取り巻く生活環境が変化する中で、被災者が安定的な日常生活を営むことができるように、被災者の円滑な住宅・生活再建の支援、心身のケア、生きがいがづくりによる「心の復興」やコミュニティ形成の促進等、各地域の復興の進展に伴う課題に対応した支援活動の実施に必要な施策を総合的に支援することを目的とする。対象地域は、福島県全域及び福島県民が避難する県外地域とする。

2 事業実施による成果

①被災地域の現状と課題、個別の支援ニーズ等の把握及び整理

被災地域や被災者から現状と課題の把握を行うため、復興支援及び地方（地域）創生に関わる活動を実施する自治体や社会福祉協議会、NPO、任意団体、企業等を継続的に訪問しヒアリングを行い、地域課題の情報の収集。

■ 地域課題/支援団体ニーズ案件数 121 件

②被災者支援に係る課題や支援ニーズに対応する個別支援の実施

訪問やヒアリング時に把握した支援ニーズや課題に対応するため、地域内外の社会資源（自治体行政、社会福祉協議会、NPO、関連団体、企業、人材、物資、資金等物的な資源及び情報やノウハウ等）とのマッチングなどのコーディネートを行うと共に、被災地内外における課題解決に資する社会資源の存在やそれを有する活動主体、地域リソースの発掘新たな活動主体の掘り起しを実施。

■ 主な支援策とコーディネート対応数 220 件

- | | |
|--------------------|------------------------|
| a.交流機会の創出支援 16 | b.活動資金の調達支援 28 |
| c.専門的人材の紹介・派遣 11 | d.物資の支援 15 |
| e.販路開拓支援 0 | f.連携体制構築支援 43 |
| g.伴走支援(組織基盤の強化支援)7 | h.伴走支援(事業計画・申請書の作成支援)4 |
| i.伴走支援(事業の実施支援)19 | j.情報提供 74 |
| z.その他（企業 CSR 等） 3 | |

③多様な主体間の連携、協働体制の構築（市町村を超えた区域における行政・活動主体間の連携・協働体制の構築を促進）

■ 「第 5 回市町村事例共有会開催」 1 回

原子力被災 12 市町村の自治体を主とした被災者支援総合交付金活用等による事業の共有と各市町村の「優先すべき事業」についての勉強会を開催。

1 部 被災者支援総合交付金事業に関する質問事項の共有

2 部 「持続可能な自治体経営のためのヒント

～ロジックモデルを活用したエビデンスに基づく政策とは～」

参加自治体数：10 自治体（17 名）、復興庁、福島復興局 計 29 名

後援 福島復興局

通年開催の勉強会として自治体職員の方にも浸透し、前任担当者からの引継ぎ事項とされている。2 部における優先すべき事業は何か？地域の課題解決に対し、地域住民との協働による事業作成の有効性に関しても興味を持っていただけた。

■ 「しゃべくりエイト」

1 回

まちづくり会社など協議会による連携構築事業開催

登壇者：ふたばエイト（双葉郡まちづくり協議会）で、他県からまちづくり会社で働くために UIJ ターンしてきた職員。

- ・一般社団法人富岡プラス
- ・一般社団法人おおくままちづくり公社
- ・一般社団法人まちづくりなみえ
- ・一般社団法人葛尾むらづくり公社
- ・一般社団法人ふたばプロジェクト
- ・一般社団法人かわうちラボ
- ・一般社団法人ならはみらい

参加者：事前 50 名（当日 Zoom：16 名、YouTube：29 名、YouTube 視聴数：233 回）

ふたばエイトのチャンネルにて配信。当初 2 名だったチャンネル登録者数が、15 名に増加。

■ 「ふくしま広域こころのケアねっと」 10 回（内メンタルヘルス講座開催 1 回）

1）住民ニーズに基づく対応、2）地域資源の有効活用、3）住民参加、4）他のセクターとの協調、統合を原則に、福島の広域に渡る包括的な心のケアのセーフティネットをコミュニティベースで構築。支援者支援としてスムーズに専門家に繋がるためのシステム構築と、それに活用するリーフレットを専門家と協働作成し関連団体に配布した。

■ 「ふくしま生活困窮者支援ねっと」

全体会 1 回 分科会 2 回

生活困窮者支援の在り方に関して学びを深め、相互の活動を理解し、今後の包括的な生活困窮者支援において協働できる関係づくりを模索。支援団体同士が情報交換や食料分配など、相互支援も確認できた。

■ 川内コミュニティ未来プロジェクト定例会議

4 回

原子力災害による放射能への不安・コミュニティの変化などの影響から、村本来の遊び方・暮らし方に触れる機会が減少し、ふるさととの関係性が薄れている現状から「興味を持つ（興育）」「郷を知る（郷育）」「響き合う（響育）」を目的に地域全体で取り組む持続な村づくりを促進する。

・「川内村ふるさと学校」2 回 山の恵みを暮らしに活かす/「炭焼き体験」等

・「親子参加型野外活動体験」

2回

「震災前は山遊びをしていたが震災後にできなくなった、普段の生活で山は遠い、山に触れる「場」が今は貴重だ」というアンケート結果と共に、故郷をフィールドにした親子体験活動は、地域リソースとして貴重な資源となっている。

■被災者支援コーディネート事業における案件共有会・復興庁報告会参加 10回

みちのく復興地域デザインセンター・いわて連携復興センター・みやぎ連携復興センター・ふくしま連携復興センターによる事業案件の共有を通して、被災地の状況や地域や支援団体が抱える課題とそれに対する課題解決のコーディネート事例を共有する。

■「地域カルテ」の作成

被災地における行政と民間や民間同士などの連携の存在や支援事業の有効性を探る為、令和2年度から原子力被災12市町村等の地域シート（人口推移・地域環境等の変化等）と団体シート（各市町村で支援活動をする民間団体・NPO等の支援活動実態等）の更新を実施。

④被災者支援に係る現状、課題、優良例等の共有及び全国への波及

■いわて・みやぎ・ふくしま3連携復興センター・みちのく復興・地域デザインセンター・JCN合同シンポジウム開催 参加者：95名 1回

テーマ：阪神淡路大地震、新潟県中越地震から東日本大震災に繋ごうとしたバトンとは
分科会：震災復興過程におけるセクター間連携の変容と成果

～社会福祉協議会とNPOの連携事例から～

参加者：約32名

一つの組織で出来ることは非常に小さいが、連携することで補い合えることはたくさんある。これから更に前に進むために次へのバトンを渡していくこと平時から話し合いの場づくりと学びの場づくりを継続させていくことが出来るかということが一つの大きなテーマである。県域を越えた連携や事業の協働を通し、教訓からの学びと共に震災の風化防止にも寄与できた。

3 今後の課題

被災地（特に原子力被災12市町村等）においては、ハード面でのインフラ整備が進み先駆的な取り組みが積極的に行われている一方で、避難指示解除となった地域においても、住民を取り巻く生活環境（移動手段の確保・教育・医療・介護福祉機関等）の整備は充分とはいえない。特に、ソフト面における課題（地域のコミュニティベースでの安心安全な生活を取り戻すための環境やこころのケア、生活困窮者の支援等）は多様化しており、住民一人一人に寄り添う継続的な支援と、ニーズに合った対応が更に必要とされている。また、支援団体等においても、資金や人材の確保など被災者支援の縮小が加速化しており、組織の基盤強化と共に支援継続のためのサポートも重要となっている。

II 事業名

福島県県外避難者への相談・交流・説明会事業

1 概要

県外避難者が、相談できる場を設置、運営するとともに、避難先での孤立感等の解消に資する交流機会の提供、避難元の現状や県の支援策に関する情報等の提供など、生活再建や帰還に向けた支援を行う。

2 事業実施による成果

- ・生活再建支援拠点の設置運営 26 か所

東日本大震災及び原発事故により全国に避難した方々が生活再建のための相談窓口を全国 26 か所に設置した。

避難の長期化に伴い、取り巻く状況や課題は個別化・複雑化しており、全国の避難者は避難指示の解除、子どもの進学、除染の進行、インフラの復旧、応急仮設住宅の供与期間終了など様々な事情を抱えながら、今後の生活再建に向けた判断をすることとなる状況の中、避難者が相談できる場を設置運営することができた。

- ・生活再建支援拠点が受け付けた相談件数 1,347 件

前年度と比較し、138 件の減。なお、件数は福島県からの避難者からの相談の件数

- ・相談室 toiro の設置運営 ふくしま連携復興センター内に設置
福島県内の窓口として設置。県内外からの相談に対応。

- ・相談室 toiro 相談受付件数 59 件
昨年度と比較し 34 件の減。

- ・定例会の開催 毎月開催

事業の委託者である福島県との定例会を毎月開催し、各生活再建支援拠点からの相談受付状況及び拠点の運営状況等を報告するとともに、事業実施に関する打合せを行うことができた。

- ・相談対応アドバイザーの設置 拠点への助言等 4 件

社会福祉士、精神保健福祉士、司法書士に委嘱。家族間の複数の問題を抱えるケースやメンタルヘルスに問題を抱えるケースなどの困難事例に関し、拠点に対し専門家の観点からのヒアリング及び助言を行い、多様化する相談に対応する拠点相談員の負担軽減や相談対応の充実を図ることができた

- ・定期連絡会議の開催

事業実施に関する連絡調整及び拠点間の情報交換を目的として 2 回（7 月及び 2 月）開催した。特に、2 月には事業説明会として次年度の事業の実施内容等の説明を行った。

・相談員研修の開催

相談者を社会資源につなげられるよう生活再建支援拠点の相談員に対して2回（8月及び2月）の研修を行った。

第1回については、「メンタルヘルスに問題を抱える方を専門機関へつなぐ際の留意点等について」福島県立医科大学の公認心理師桃井真帆氏及び後藤沙織氏を講師に迎え、拠点の相談員の対応について学ぶ機会を設けた。

第2回については、社会福祉士の真壁さおり氏を講師として、地域の行政、専門機関等との関係性を構築していくうえで工夫している点などについて拠点の取り組み事例をもとに意見交換を行うことにより広域避難者支援における「連携の視点」を学んだ

3 今後の課題

相談内容は事業実施当初と比べると支援策に関する相談から生活相談に係るものに変化してきている。特に、相談者の高齢化やコロナ禍による生活困窮やメンタルの問題なども重なるなど、複合的な問題を抱えたケースが増えている。こうした複合化、個別化したケースへの対応が重要になってきている。

III 事業名

福島県復興支援専門員設置事業

1 概要

地域コミュニティの再構築等による福島の復興・創生を目的とし、その担い手となる地域おこし協力隊や復興支援員への応募者を確保するため、県内各市町村と連携した効率的な募集活動を実施。また、地域おこし協力隊や復興支援員に対し研修を行うほか交流の機会も創出、担い手の定着や地域協力活動の充実に向けた支援を行う。

2 事業実施による成果

【担い手の募集支援、広報活動】

- ・地域の担い手オンライン相談デスク 9回
担い手応募検討者に対するオンライン相談窓口を開設。23名の相談対応を行い、そのうち3名が地域おこし協力隊として希望市町村にて採用。
- ・地域おこし協力隊、復興支援員合同募集説明会 1回
移住スカウトサービス LiveSMOUT を活用し、オンラインでの募集説明会を実施。県内から担い手を募集する12市町村が参加。
- ・地域の担い手オープンキャンパス（現地見学体験会） 2回
社会的状況を鑑みオンラインでの県内2市町の現地見学会を実施。応募検討者15

名が参加。参加者のうち3名が希望市町村に採用された。

- ・都内での相談対応活動 2回
都内で開催される2つの移住フェアにて相談ブースを設置。15組19名の応募検討者に対応。
- ・webサイトの運営
専用ホームページを活用した県内市町村の担い手募集情報の発信に加え、担い手8名地域協力活動インタビュー記事を掲載。また、地域の担い手名簿には153名の隊員が登録。Facebook、公式LINEアカウントの運用。

【担い手の活動支援、受入態勢構築支援】

- ・担い手向け研修の実施 4回
担い手の活動年次に応じたテーマを設定し実施。新規着任者向けの制度理解等を中心とした研修のほか、地域協力活動上のキャリア形成や任期後の定着につながる学びの場を提供。研修協力者に協力隊OBOGを据えることにより、幅広い人脈づくりの機会を創出。計106名の担い手が参加した。
- ・市町村職員向け研修の実施 3回
担い手を受け入れる態勢づくり、伴走支援の重要性やポイントについての理解促進を目的に実施。地域を巻き込んだ協力隊制度の運用（地域震源や地域の未来像を再確認し、担い手の設置目的を再考）の促進を図った。計135名の市町村職員等が参加。制度運用上の重要事項を網羅的に学べる機会を創出した。
- ・受入態勢構築支援の実施 2町村
協力隊制度の円滑な導入と運用を支援するため、有識者をアドバイザーに迎え行政や地域に対する制度理解の促進や関係者間の合意形成を行い、受入態勢の再構築を図った。実施市町村では地域ぐるみでの担い手サポート態勢の整備が進んだ。
- ・市町村担当者定期連絡会議の実施 5回
協力隊を担当する職員が市町村の枠を超え制度運用上の知見を共有する場を設け、交流を重ねることで連携体制の促進や制度運用力の底上げを図る機会を創出。13市町村から28名の職員が参加し、ノウハウの共有や担当者同士のつながりが形成された。

【ネットワーク構築支援】

担い手同士の連携強化とネットワーク構築を目的とし、担い手が地域協力活動等を発信し、互いの活動や他地域の特色に触れることができる交流の場を設置。年に1回の活動報告交流会（地域の担い手文化彩）とオンライン交流会を開催。文化彩には県内各地から105名（担い手とそのOBOG、行政職員、地域住民）が参加し、さまざまなつながりが生まれる機会となった。

3 課題

事業課題は担い手の定着率の低迷。任期を終えた協力隊の定着率は全国平均 65%。福島県では令和2年度は 54.8%と平均以下であったが、令和3年度には 62.4%に回復。包括的な支援としては担い手の募集支援を継続しつつ、受入側（行政・地域等）の態勢整備を更に促進する必要がある。

IV 事業名

地域おこし協力隊定着支援ハンズオン事業

1 概要

県北地方振興局管内に移住し地域協力活動に取り組む協力隊の活動の充実、定着率の向上を目的とし、以下に記す2つの視点で支援を展開。

- (1) 活動や卒隊後に関する隊員個々のニーズや地域の実情に合わせた個別支援、伴走支援を行う。
- (2) 個別支援、伴走支援者として地域おこし協力隊の経験者をメンターとして起用し、自身の定住や起業の経験から得た成功や失敗体験の要因を生かした個別支援を展開、伴走者として隊員に寄り添う。

2 事業実施による成果

【地域おこし協力隊に対するヒアリング】

管内で活動する 20 名の隊員に対し、現在の活動における課題や任期終了後の展望、またそれに係る課題を個別にヒアリング。2名のメンターが各隊員の活動地を訪問し、隊員が抱える課題やニーズの収集を行った。

【地域おこし協力隊に対する伴走支援】

20 名の隊員に対し実施したヒアリング結果をもとに、支援が急務である隊員に対しメンター2名が個別に対応。支援のニーズに応じ地域資源（商工会、不動産企業、地域の各種団体及び地域のキーマン等）をコーディネート。また、起業などの経験を踏まえた助言対応を適時実施したほか、日常生活や活動に係る悩みや課題に対しても随時対応を行った。

3 課題

協力隊経験者がメンターとなり現役隊員の日々の悩みや活動上の課題等に丁寧に寄り添い、また、個々の支援ニーズに応じ適した地域資源との連携といった伴走支援を展

開した結果、今年度に任期終了を迎える6名の隊員のうち5名が定住し、隊員各々が描いた卒隊後の展望の第一歩を踏み出した。

一方で、急速な隊員の増加や協力隊担当課の変更といった組織改編を予定している市町村が複数あり、新規で協力隊制度運用に携わる市町村職員等への支援の必要性が見えている。隊員への伴走支援に加え、市町村職員に対する協力隊受入態勢構築の意識づけを行うことが急務と考える。

【第 1 号議案】



第 1 2 期事業報告書

一般社団法人 ふくしま連携復興センター

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による 2020 年 4 月の緊急事態宣言の発令以来、3 年にわたり感染症への対応を図りながら各事業を進めてきたところであるが、昨年 9 月に感染者の全数把握の見直しが行なされるとともに、今年 5 月に感染症法上、5 類への見直しが行われるなどの新たな動きがあり、第 12 期以降については、感染症への対応とともに社会経済活動の両立を図る新たな段階を迎えることとなった。

2021 年度から始まった第 2 期復興・創生期間の前半を終える年度として第 12 期がスタートしたところだが、昨年は帰還困難区域では初となる避難指示の解除が実現した。昨年 6 月に葛尾村、大熊町において解除されたのを始めとして、その後、同年 8 月に双葉町、今年 3 月に浪江町、4 月に富岡町、5 月に飯館村において解除された。

一方で、今なお 2 万 7 千人を超える県民が避難生活を続けている。引き続き避難者に寄り添いながら避難者の生活再建のステージに応じた切れ目のない支援を継続していく必要がある。また、廃炉と汚染水・処理水対策、風評と風化の問題など、いまだ多くの困難な課題を抱えている。特に、この夏に放出が開始された ALPS 処理水については、関係者への理解醸成が風評払拭に向けた根幹であり、処理水について分かりやすく国民や世界に継続して発信していくことが重要である。

東京電力福島原子力発電所事故に伴う集団訴訟に関し、令和 4 年 3 月に、東京電力の損害賠償額に係る部分の高裁判決が確定したことを受け、原子力損害賠償紛争審査会は、専門委員による各高裁判決の詳細な調査・分析を踏まえ、中間指針第五次追補を策定し、これまでに示された指針に加えて、新たな損害の範囲等を示したことから、東京電力には適切な対応が望まれている。

被災者支援、被災地支援にとどまらず、防災、減災等の社会的な課題に応えることを求められてきたことから、第 10 期及び第 11 期定時社員総会においてそれぞれ定款の変更、ミッションビジョンの改訂を行ってきたところである。こうした流れを受けて、災害時の県や支援団体との連携を図るための仕組みとしての「ふくしま県域災害支援ネットワーク」の準備を進めた。3 月にはシンポジウムを行い、意識の高揚を図り、今後、年内の設立を目指しているところである。

前述のとおり、第 2 期復興・創生期間の折り返し地点を迎え、今後の財源変化を見越した活動を引き続き模索していく必要がある。

こうした状況下において、当団体としては、復興庁の被災者支援コーディネート事業を活用し、被災地域の復興を促進するため支援連携や協働体制構築のための伴走支援など

を行ったほか、福島県からの委託事業により、県外避難者の支援に関わる事業や復興支援員や地域おこし協力隊のサポートを事業として行うなどの活動を進めてきたところである。

被災者支援コーディネート事業では、被災地における住民を取り巻く生活環境の整備が今後必要であること、特に、ソフト面の課題が多様化し、住民一人ひとりに寄り添う継続的な支援が必要とされていることや支援団体等において、資金や人材の確保など組織の基盤強化とともに支援継続のためのサポートも重要になっていることを踏まえた事業の推進を図った。

また、県外避難者の支援については、相談内容が生活相談に係るものに変化してきていること、特に、相談者の高齢化やコロナ禍による生活困窮やメンタルの問題なども重なるなど、複合的な問題を抱えたケースが増えていることから、複合化、個別化したケースへの対応を図るため生活再建支援拠点及び福島県とともに連携しながら推進していくことを考慮し事業に取り組んだ。

さらに、地域創生の分野においては、担い手の定着率の低迷が課題となっており、包括的な支援として、担い手の募集支援を継続しつつ、受入側（行政・地域等）の体制整備を更に促進するなどの方策を検討しながら進めた。

以下、当団体第12期の活動内容について主たる事業毎に報告をする。

事業名： 福島県における被災者支援コーディネート事業

1 事業の概要

東日本大震災に伴う避難生活の長期化や、被災者を取り巻く生活環境が変化することで、被災者の円滑な住宅・生活再建の支援、心身のケア、生きがいのづくりによる「心の復興」やコミュニティ形成の促進等、課題に対応した支援活動の実施に必要な施策を総合的に支援する。対象地域は、福島県全域及び福島県民が避難する県外地域とする。

2 事業の実績

(1) 被災地域の現状と課題、個別の支援ニーズ等の把握及び整理

被災地域や被災者から現状と課題の把握を行うため、復興支援及び地方（地域）創生に関わる活動を実施する自治体や社会福祉協議会、NPO、任意団体、企業等を継続的に訪問しヒアリングを行い、地域課題の情報の収集

■ 地域課題/支援団体ニーズ案件数 131件/124件

(2) 被災者支援に係る課題や支援ニーズに対応する個別支援の実施

訪問やヒアリング時に把握した支援ニーズや課題に対応するため、地域内外の社会資

源（自治体行政、社会福祉協議会、NPO、関連団体、企業、人材、物資、資金等物的な資源及び情報やノウハウ等）とのマッチングなどのコーディネートを行うと共に、被災地内外における課題解決に資する社会資源の存在やそれを有する活動主体、地域リソースの発掘新たな活動主体の掘り起しを実施。

■ コーディネート対応数 222 件

(3) 多様な主体間の連携、協働体制の構築（市町村を超えた区域における行政・活動主体間の連携・協働体制の構築を促進）

■ 「第6回市町村事例共有会開催」 1 回

参加者: 11自治体 17名 復興庁、福島復興局 計31名

■ 「しゃべくりエイト」 まちづくり協議会との連携構築事業 1 回

参加者: 64 名 (Zoom: 17 名、YouTube: 20 名、会場: 27 名)

現在双葉郡に住んでいる人や働いている人の生の声を届けるトークイベント

田舎暮らしに興味のある方必見！～福島・双葉地方の暮らしをご紹介します～

■ 「ふくしま広域こころのケアねっと」 専門家会議 7 回 全体会 3 回

広域に渡る包括的な心のケアのセーフティネットをコミュニティベースで構築す。

■ 「ふくしま生活困窮者支援ねっと」 分科会 2 回

生活困窮者支援の在り方に関して学びを深め、相互の活動を理解し、今後の包括的な生活困窮者支援において協働できる関係づくりを模索する。

①食料支援における運営上の課題とは 1 5 団体 1 5 名参加

②生活困窮者支援：被災者・避難者、地域住民支援からみる生活困窮者支援

1 9 団体 3 9 名参加

■ 川内コミュニティ未来プロジェクト定例会議 5 回

(4) 被災者支援に係る現状、課題、優良例等の共有及び全国への波及

■ いわて・みやぎ・ふくしま 3 連携復興センター・みちのく復興・地域デザインセンター

・ JCN による合同シンポジウム開催 参加者: 86 名 1 回

テーマ: 東日本大震災から未来にむけての繋がり～復興のその先～

分科会: 原発被災地の復興へ向けた自発的連携による民間ネットワークの活動

葛力創造舎 下枝浩徳氏 双葉地域観光研究協会 山根辰洋氏

■ 東日本大震災から 1 2 年目の被災地における実態調査報告書作成

3 事業の成果

事業実績（コーディネート等）を昨年度と比較すると「情報提供」が 35%、「連携体制構築支援」が 30%、「活動資金の調達支援」が 11% を占めた。「情報提供」では助成金情報等の提供が多かった。背景として、助成金の採択基準等が厳しくなり活動継続の為に資金を集めることが困難になった事や、活動分野の拡大など新たな事業展開も含

め、被災者や被災地の現況に即したニーズに対応する必要があったと考えられる。「連携体制構築支援」では前年度と比較して11%増となったが、多様化する支援環境の変化に合わせ、各支援団体が連携し協働できる関係性を構築する事で課題解決できる体制整備を進めることができた。

4 課題

第2期復興創生期間を迎えた現在、原子力被災12市町村等においては、ハード面における帰還環境の整備やソフト面での移住・定住の促進、交流・関係人口の拡大等の施策が進む中、帰還者と移住者の比率が同等となっている地域も見られるようになり、新たな地縁組織によるまちづくりも進められている。一方で、各地域の復興のフェーズの違いも含め、様々な課題も多様化し複雑化している。住民の継続的な生活再建と共に地域コミュニティの再編も大きな課題になっており、今後も包括的、継続的な支援が必要である。

事業名：福島県県外避難者への相談・交流・説明会事業

1 事業の概要

県外避難者が、相談できる場を設置、運営するとともに、避難先での孤立感等の解消に資する交流機会の提供、避難元の現状や県の支援策に関する情報等の提供など、生活再建や帰還に向けた支援を行う。

2 事業の実績

- ・生活再建支援拠点（以下「拠点」）26 か所の設置運営
東日本大震災及び原発事故により全国に避難した方々が生活再建のための相談窓口を全国 26 か所に設置運営し、1,448 件の相談に対応した。
- ・ふくしまの今とつながる相談室『toiro』の設置運営（ふくしま連携復興センター内）
福島県内の相談窓口として設置。県内外からの 84 件の相談に対応した。
- ・定例会の開催
事業の委託者である福島県との定例会を毎月開催し、各拠点からの相談受付状況及び運営状況等を報告するとともに、事業実施に関する打合せを行った。
- ・相談対応アドバイザーの設置
社会福祉士、精神保健福祉士、司法書士に委嘱し、拠点へのヒアリングや助言等を行うとともに、定期的に相談支援ミーティングを実施し、相談対応及び広域避難者支援の課題などについて意見交換を行った。
- ・定期連絡会議の開催
事業実施に関する連絡調整及び拠点間の情報交換を目的として 2 回（6 月及び 3 月）開催した。特に、3 月には事業説明会として次年度の事業の実施内容等の説明を行った。
- ・相談員研修の開催（全 2 回）
第 1 回（8 月）は、「生活保護、生活困窮者自立支援、成年後見の各制度概要及び原発 ADR について」福島県社会福祉課及び福島県司法書士会の協力を得て、相談対応をする上で必要な知識の習得を図る機会を設けた。
第 2 回（10 月）は、「かかわりかたに迷う事例への対応をつなぎ方について」福島県精神保健福祉士会より講師を迎え、ケースの見立てや関係機関へのアプローチ方法を学ぶとともに、模擬事例をとおり相談対応における問題点等について質疑や意見交換を行った。

3 事業の成果

- ・同行支援を含む戸別訪問の実施が可能となったことにより、特に高齢者や生活困窮世帯などについてより詳細に状況を把握し、適切な機関へのつなぎなどを行うことができた。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、対面による交流会の開催が難しい状況が続いていたが、避難者からは「直接会いたい」との声が拠点に多く寄せられ、少しずつではあるが感染防止対策を取りながら、対面での小規模交流会を開催し避難者の孤独感解消につなげることができた。
- ・拠点との意見交換や実施状況等の確認を行うため、拠点訪問や必要に応じてオンライン会議を実施することで、より細やかな拠点の運営サポートを行うことができた。
- ・避難元の土地の処分や相続に係るケース、病気や介護など家族間に複数の問題を抱えるケースなどについて、相談対応アドバイザーから拠点へ直接対応や助言等を行うことにより、相談に対応する拠点相談員の負担軽減や相談対応の充実を図ることができた

4 課題

震災から12年を経て相談者本人や家族の高齢化に伴い、体調不良や認知症の発症などにより今後の生活への不安を抱える避難者からの相談が多く寄せられた。今後も介護保険の申請や施設への入所などに関する問い合わせや対応が増加することが予想され、避難先、避難元、帰還先の自治体や地域包括支援センター等との連携が増々重要となってきた。

事業名：福島県復興支援専門員設置業務委託

1 事業の概要

福島県復興支援員及び福島県（奥会津）地域おこし協力隊並びに市町村設置の復興支援員及び地域おこし協力隊が実施する地域協力活動の活性化に資するために必要な支援活動を実施する。

2 事業の実績

（１）人材の募集支援、情報発信事業

- ・オンライン相談デスク 5回

応募検討者を対象に、オンライン会議ツール「zoom」を用いた相談デスクを開設。全国の応募検討者に向け県内の地域情報や各市町村の地域の担い手募集情報を提供。その後、応募検討者が希望する市町村の担当や移住相談窓口などに繋ぎ、応募の促進を図った。

- ・地域おこし協力隊、復興支援員合同募集説明会 1回

地域おこし協力隊、復興支援員への応募者確保を目的とし、首都圏在住で地域おこし活動や地方での暮らしに興味・関心がある方や本県出身者のU・Iターン希望者を対象とする募集説明会。本県への関心層との交流や関係性づくり、県内市町村の募集情報や地域情報を首都圏で直接発信する機会として開催した。

- ・首都圏で開催される移住促進フェアへの出展 3回

- ・webサイトの運営

県内市町村の募集情報を掲載する専用サイト「ふくしまで働くー地域の担い手ー」に加えFacebook「ふくしまの地域の担い手」やLINE@を連動し情報発信。新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける中でつながり形成や地域協力活動のPRを目的とし新設した「地域の担い手名簿」ページを更新、登録隊員数は174名となった。

また、隊員紹介インタビューを掲載。本年度は協力隊6名協力隊OB1名、復興支援員1名の計8名の活動を取材、応募に向けた興味関心層へ効果的に情報を発信した。

（２）人材の活動支援、市町村の制度運用支援

- ・復興支援員及び地域おこし協力隊を対象とした研修の実施 4回

地域協力活動の充実化や任期終了後の定着・定住率の向上を課題として捉え、その趣旨に基づいた研修として浜通り、中通り、会津の3方部毎で展開し、近い活動区域内での深い繋がりや協力関係構築を強化した。

- ・市町村職員向け研修の実施 4回

市町村職員及び受入団体職員等を対象とし、協力隊や復興支援員の制度理解を深め

運用力向上を目的とした研修を実施。テーマは①制度概論と円滑な制度運用のための基礎知識②地域おこし協力隊の推進に向けた労務、財政措置③担当者に求められる活動支援、任期後に向けた支援（前編）④担当者に求められる活動支援、任期後に向けた支援（後編）。

（３）人材のネットワーク構築支援

- ・活動報告交流会「地域の担い手文化彩」 1 回
地域協力活動を行う人材の連携強化とネットワーク構築を目的とし、互いの活動や他地域の特色に触れることができる交流の場として開催した。

３ 事業の成果

- ・地域おこし協力隊設置推移

年度	2011	2014	2017	2019	2020	2021	2022	2023	
隊員数	4	22	81	124	148	176	196	225	56.25 倍増
自治体数	1	7	29	39	42	45	46	51	51.00 倍増

- ・地域おこし協力隊定住率推移

年度	2019	2020	2021	2022	2023
定住率	61.0	57.3	54.8	62.4	63.4

※定住率の全国平均はおおよそ 65%

４ 課題

地域おこし協力隊の募集支援を継続してきたことにより隊員数では福島県が全国 3 番目の協力隊王国となった。一方で定住率では全国平均を下回る。定住率の向上に向け隊員同士のつながり形成や、隊員と OBOG 人材との関係性構築を加速させる必要がある。

事業名：地域おこし協力隊受入態勢強化事業

1 事業の概要

昨年度は地域おこし協力隊OBOGがメンターとなり現役隊員の伴走支援を行ったことにより、卒隊予定者のほとんどが管内市町村に定住することとなった。また、隊員からは市町村の枠を超えた交流の機会を求める声が多数寄せられ、つながり形成のニーズも捉えた。一方で、県北地方振興局管内の市町村においては急速に地域おこし協力隊を増員する動きや組織改編による協力隊担当部署の変更等が予定され、行政、地域、隊員の信頼関係構築や受入態勢づくりの必要性が生じることとなった。

今年度は OBOG や現役隊員同士で支えあう関係性をつくるため、OBOG と現役隊員の横のつながり形成を促進する目的で交流会を定期で開催。市町村職員に対しても制度運用上の課題やその解決に向けたノウハウの共有をすべく、座談会を実施する。

2 事業の実績

(1) 地域おこし協力隊交流サロン 7 回

県北地方振興局管内で活動する地域おこし協力隊同士及びOBOG等とのつながり形成を目的とし、隊員の活動拠点（管内5市町）を舞台に活動体験型交流会を開催した。

(2) 地域おこし協力隊市町村担当者座談会 4 回

県北地方振興局管内市町村の地域おこし協力隊を担当する職員を対象に、4つのテーマを設け座談会を実施。課題解決等につながる情報の提供に加え、参加職員による課題解決の取組みやノウハウの紹介を行った。

3 事業の成果

地域おこし協力隊においては市町村の枠を超えたつながりや、地域協力活動の連携が生まれることとなった。同時に管内市町村担当者の各種情報共有、相談体制が整備された。

4 課題

次年度予算の確保が難しく、本事業は令和4年度で受託終了。

【参考】

第12期事務局内組織図

